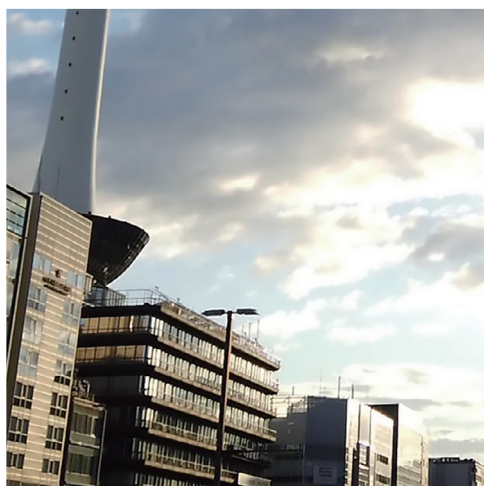
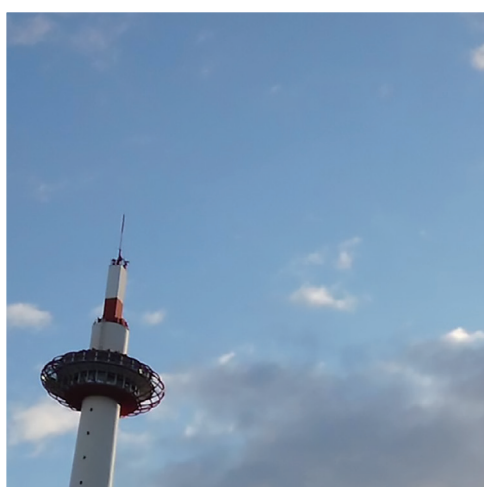


あなたの企業の一員に

京都信用保証協会レポート

2021

THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES





理事長 山内 修一

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、当協会の業務内容や取組みについてご理解いただくことを目的に、ディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2021」を作成いたしました。

とりわけ昨年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、私たちの社会生活や社会活動に大きな変容を迫られることとなり、人と接する飲食・宿泊業をはじめ文化・芸術関連業など、京都の中小企業を取り巻く経済情勢には大変厳しいものがありました。

このような中、当協会では中小企業・小規模事業者の皆さまの事業継続と雇用維持を最優先課題として、かつてない規模の保証を地元金融機関をはじめ関係団体の御支援のもと、協会の総力を挙げて実行し、府内中小企業の皆さまの資金繰りを支援いたしました。

依然として、コロナ感染症の収束は見通せない不透明な状況にあり、中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く経営環境も厳しい状況です。当協会では、令和2年度からビジネスモデル再構築等の経営支援に取り組む「ポストコロナ応援プロジェクト」を開始しました。引き続き、金融機関をはじめ関係団体との連携を図りながら、ポストコロナ社会を見据えた新たな事業展開や、創業支援・事業承継支援・再生支援等の企業のライフステージに応じた経営支援に取り組んでまいります。

また、当協会では世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献とESGを考慮した地域金融支援を展開してまいりたいと考えております。今後もコロナ禍からの府内経済回復のため、当協会の社会的使命と役割を果たすべく、引き続き「金融と経営の総合支援サービス機関」として職員が一丸となり、中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添った金融支援・経営支援に努めてまいりますので、引き続きのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

目次

経営理念	1
協会の概要	2
中期事業計画・年度経営計画・協会八策	3
トピックス	8
令和2年度の主な取組み	16
広報活動	20
信用保証の実績	22
令和2年度事業報告	32
信用補完制度	37
信用保証の概要	39
コンプライアンス態勢	48
役員構成	52
組織機構図	53
本所・支所のご案内	54

経営理念

1 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

協会の概要

概 要

令和3年3月31日現在

名 称	京都信用保証協会		
設 立 認 可	昭和14年8月1日		
根 拠 法 律	信用保証協会法		
役 員 構 成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所 在 地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階		
基 本 財 産	562億円 〈内訳〉		
	基 金	76億円	
	基金準備金	485億円	
利用企業者数	35,213企業（府内中小企業者の約45%）		
事 業 規 模	保証承諾額（令和2年度）	49,070件 1兆518億円	
	保証債務残高	67,331件 1兆2,127億円	
役 職 員 数	常勤役員	5名(非常勤役員16名)	
	職 員	158名	

創立からのあゆみ

昭和14年 4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年 8月 1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年 8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年 9月 6日	業務開始
	所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年 3月25日	本所事務所移転
	所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町657-2
昭和30年 7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年 7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立登記完了
昭和30年 8月 1日	本所事務所移転
	所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年 9月 2日	本所事務所移転
	所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年 3月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年 9月	保証債務残高1兆円突破
平成31年 2月12日	本所事務所移転
	所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階
令和 元年 9月 6日	創立80周年を迎える
令和 3年 5月	保証債務残高1兆3,000億円突破

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

京都信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による未曾有の危機に直面している中小企業者等の多様なニーズに的確に寄り添い、「金融のできるコンサルタント」機能を十分に発揮することによって、「金融と経営の総合支援サービス機関」として、資金繰り支援のみならず、これまで以上に経営改善支援を進めていきます。

コンプライアンスの徹底及びガバナンスについては一層の強化を図るとともに、業務活動を通じてSDGsの達成やグリーン社会の実現等の社会的課題の解決に貢献し、より信頼される保証協会を目指します。また、多様な人材の育成を進め、その能力を発揮させて価値創造につなげる「ダイバーシティ（多様性）経営」を推進し、働きがいのある風通しの良い明るい職場環境づくりを進めるとともに、デジタル技術の活用や業務の見直し等により、業務生産性の向上、ひいては中小企業者等へのサービスの充実に努めます。

これらを令和3年度からの3か年における業務上の基本方針とし、次の4点を主要項目として取り組んでいきます。

1 中小企業者等の資金ニーズに応じた金融支援

2 中小企業者等のライフステージに応じた経営支援

3 債務者・保証人の実情に応じた効率的な債権管理

4 経営の質の向上及び経営基盤の強化

令和3年度経営計画

1 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府の景気は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により、依然として厳しい状況にあり、とりわけ、インバウンド需要の消失や外出自粛により売上が急減している飲食・旅行・宿泊関連業においては、緊急事態宣言の再発出等により、今後の動向に対する懸念が強まりました。こうした中で、巣ごもり需要の高まりにより、飲食料品や家電を中心とした小売業では売上が堅調に推移しており、自動車や通信関連産業においても電子部品・デバイス製造業等で生産活動に持ち直しの動きが見られます。雇用情勢については、府内有効求人倍率はなお弱含んでおり、個人消費についても弱い動きで推移しています。

政府等が打ち出している各種経済対策により一定の効果は見られるものの、コロナワクチンの接種状況や東京オリンピックに向けた状況如何によっては、景気動向は大きく影響されることも予想されます。

(2) 中小企業者等を取り巻く環境

令和2年度の第2四半期以降、「GoToキャンペーン」による業況の押上効果等により、宿泊業や飲食業のみならず他業種においても持ち直しの動きが見られたものの、その後、新型コロナ感染拡大第3波の影響による個人消費の落込み等が見られました。再度の緊急事態宣言は解除されたものの、なお経営の回復が見通せず将来の事業継続が危惧される中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）も少なくありません。

東京商工リサーチによると、府内の令和2年中の負債総額1,000万円以上の倒産は、253件（前年比+5.4%）、金額155億52百万円（同+4.9%）となっており、件数・金額とも2年ぶりに前年を上回りました。倒産原因の構成比では、既往のしわ寄せ（赤字累積）や販売不振、売掛金等回収困難を原因とする不況型倒産が最も多く、新型コロナを直接的な要因とする倒産は限定的なものとなっています。業種別では、飲食・宿泊・サービス関連業が多く、従業員5人未満の小規模企業倒産が目立つ傾向となりました。

2 業務運営方針

新型コロナの影響を受けている中小企業者等に対し、引き続き事業継続及び雇用維持を最優先課題とした資金需要に応えるため、個々の実情に応じた迅速な金融支援を行います。「金融と経営の総合支援サービス機関」として、これまで以上に経営支援に力を注ぎ、中小企業診断士や税理士等の外部専門家派遣によるビジネスモデルの見直しや経営改善計画、再生計画の策定、ローカルベンチマークの活用等により中小企業者等の経営回復に寄り添うとともに、「金融のできるコンサルタント」としてその機能を発揮します。また、事業承継支援により事業者の高齢化による廃業に歯止めをかけるとともに、地方創生にも貢献するため創業支援に注力します。

債権管理においては、債務者・保証人（以下「債務者等」という。）の資産・収入などを含め実情を的確に把握し、効果的、効率的に求償権の管理・回収を行います。

加えて、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献を意識し、環境経営とESG地域金融（E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス））の要素を考慮した、中小企業者等への地域金融の支援）を推進します。また、働き方改革やダイバーシティ（多様性）の推進を図ります。

以上を踏まえ、令和3年度は、次の3項目を主要項目として取り組みます。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ① 新型コロナにより事業への影響を受けている中小企業者等に対し、事業継続及び雇用維持を最優先課題とした資金需要に対応するため、新型コロナ関連制度を中心に、政策保証や金融機関との提携保証等、個々の実情に応じた迅速な金融支援を行います。
- ② 金融機関や関係機関、外部専門家等との連携・交流を活発に行い、「オール京都」におけるハブ機能としての役割を充実させます。
- ③ 経営改善や生産性向上、付加価値の創出を推進するため、「京都バリューアップサポート」（中小企業診断士等の外部専門家派遣事業）を引き続き拡充するとともに、新設される伴走支援型特別保証制度（経営行動計画の策定を要する。）等を活用しながら、ビジネスモデルの再構築支援をはじめとする必要な支援を行います。
- ④ 条件変更先企業の実態把握と金融機関との緊密な連携により、事業再生支援や経営改善計画策定支援等必要な支援を行います。
- ⑤ 創業に係る金融支援や創業計画策定支援を行うとともに、女性経営支援チーム「ことそら」による女性創業者支援を行います。
- ⑥ 経営者の高齢化と後継者不足に対応するため、外部専門家を活用した事業承継計画策定支援などの支援メニューや関係機関との連携を駆使して、事業承継を促進します。また、円滑な事業承継ができるよう、後継者の経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」を活用して、後継者が事業の承継に踏み切れる環境を作ります。

(2) 効率性を重視した債権の管理・回収

- ① 代位弁済後、早期に債務者等の資産・収入状況を把握し、回収見込みの見極めを行い、その見込みに応じた効率的な債権の管理・回収を行います。
- ② 回収見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を行い、求償権整理を進めます。
- ③ 債務者等の実情を把握し、それぞれの生活基盤・事業基盤を十分に考慮し、債務圧縮へのサポートを主眼に置いた適切な債権回収に努めます。
- ④ 支所における債権の管理・回収業務の一部の本所への集約化により、業務の効率化を進めます。

(3) 経営の質の向上及び経営基盤の強化

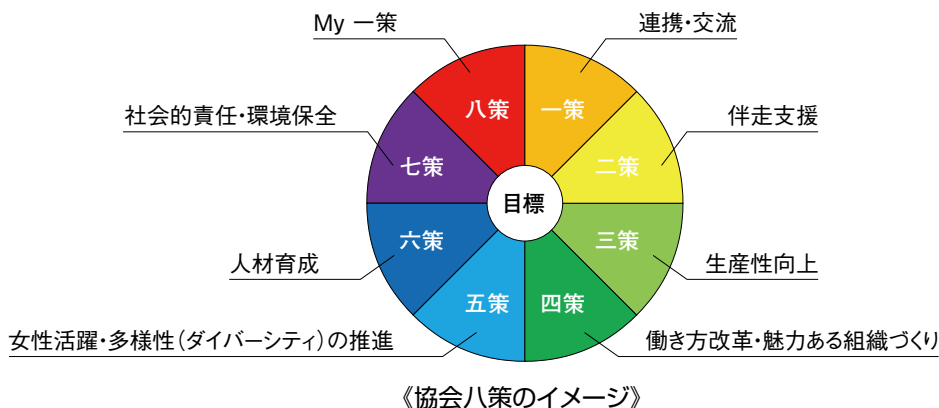
- ① SDGsへの貢献を意識し、環境経営とESG地域金融について具体的な取組みを推進し、発信します。
- ② 働き方について意識改革を徹底するとともに、協会業務の合理化や効率化等による生産性向上を追求します。
- ③ 業務の電子化（デジタル化）を推進します。
- ④ 公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。

3 保証承諾等の見通し

令和3年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	2,000億円	100.0%
保証債務残高	1兆1,400億円	211.1%
代位弁済	180億円	150.0%
回収	25億円	100.0%

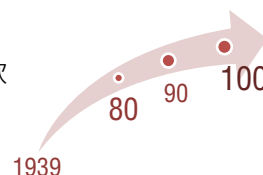
協会八策 ～創立100周年に向けた中長期的な基本指針～



当協会は、今後も社会や顧客にとって一層役立つ組織へと飛躍するべく、あるべき姿に向かって役員一同が進んでいくための中長期的な基本指針として、坂本龍馬作と言われる「船中八策」にちなんで、「協会八策」を令和2年3月に策定しました。

「協会八策」は、急激な少子高齢化の進展、本格的な人口減少、世界的な競争の激化、ICTの急速な発展・普及、地球環境問題（地球温暖化、プラスチックごみ対策等）など、日本社会全体がかつて経験したことのない大きな課題を抱えている状況の下、当協会が創立100周年を迎える19年後においても、京都の発展に寄与し、京都の地域経済に欠かせない重要な役割を担っている組織であるために、必要な改革を実行し、かつ、協会経営の基盤を強固にするためのものです。

なお、この「協会八策」は、社会経済情勢の変化に伴い、必要に応じて柔軟に見直すものとします。



I 目標（あるべき姿）

中小企業・小規模事業者が地域社会の中核として活躍し続けられるよう、当協会は「オール京都」の一員として、関係機関との連携を強化し、「金融と経営の総合支援サービス機関」としての役割を果たすとともに、京都の産業振興、イノベーションの創出や地域経済の発展に貢献します。

また、社会的責任を果たすため、常にSDGsを意識して行動します。そのために、職員全員がいきいきと暮らし、働きます。

II 基本指針（協会八策）

1 連携・交流

京都経済センター内の団体をはじめ、金融機関、関係機関等との連携・交流を更に強化し、オール京都でのプラットフォームを進化させます。

また、様々な企画、事業、ネットワークに参画し、新しい価値を生み出していきます。

2 伴走支援

常に「中小企業目線」を意識して、企業に寄り添い、悩みを共有し、知識、経験、情報、ネットワークを駆使して、一緒になって課題を解決する努力を惜しまず、企業のライフステージに応じた支援を実施します。

また、保証・経営支援に限らず、回収局面においても顧客の状況に応じた伴走支援等を行うとともに、地域創生に貢献します。

3 生産性向上

生産性の向上が不可欠であることを深く認識し、創意工夫を結集します。

とりわけ、AI時代の協会業務を見据えて、金融機関・関係機関との連携を図りながら業務のICT化を加速させるとともに、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって生産性を高めます。生産性向上で生み出した経営資源を顧客サービスの充実に振り向けます。

4 働き方改革・魅力ある組織づくり

世代、部署、職位を越えた職員間の連携を深め、継承すべき組織文化や経験・ノウハウはこれからも共有・継承し、見直すべき働き方や風土は思い切って刷新するなど、全員がいきいきと成長できる新しい組織文化を築きあげます。

相互に忌憚のない意見を出し合える“風通しのよい明るい職場”で、仕事と生活が調和した魅力ある組織を作ります。

5 女性活躍・多様性（ダイバーシティ）の推進

女性職員の比率を高め、その活躍の場を拡大します。

また、男女、年齢を問わず、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにします。

知識経験、キャリア、ライフスタイルなどの異なる多様な人材の能力や発想、価値観を融合して、より質の高い企画提案とその実行や組織の活性化を図ります。

6 人材育成

職員の能力を最大限に発揮できる環境を整え、豊かな人間性を基礎に、“寄り添い力”を兼ね備えた、課題解決力を有する総合力のある人材を育成します。

併せて、法律、労務、税務、システム等高い専門性を有した人材を育成します。

7 社会的責任・環境保全

法令や社会規範等を遵守し、公正で透明性のある事業活動を通じて、顧客・関係機関・職員・社会からの信頼・期待に応え、社会的責任を果たします。

また、持続可能な社会を目指すオール京都の一員として、協会のあらゆる活動において環境への負荷低減に努めます。

8 わたしの一策 《My 一策》

一人ひとりが自分を成長させるための一策を加えます。

トピックス

新型コロナウイルス感染症への対応

京都信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響による保証申込の激増に対し、全社態勢で迅速・的確な金融支援に努めました。

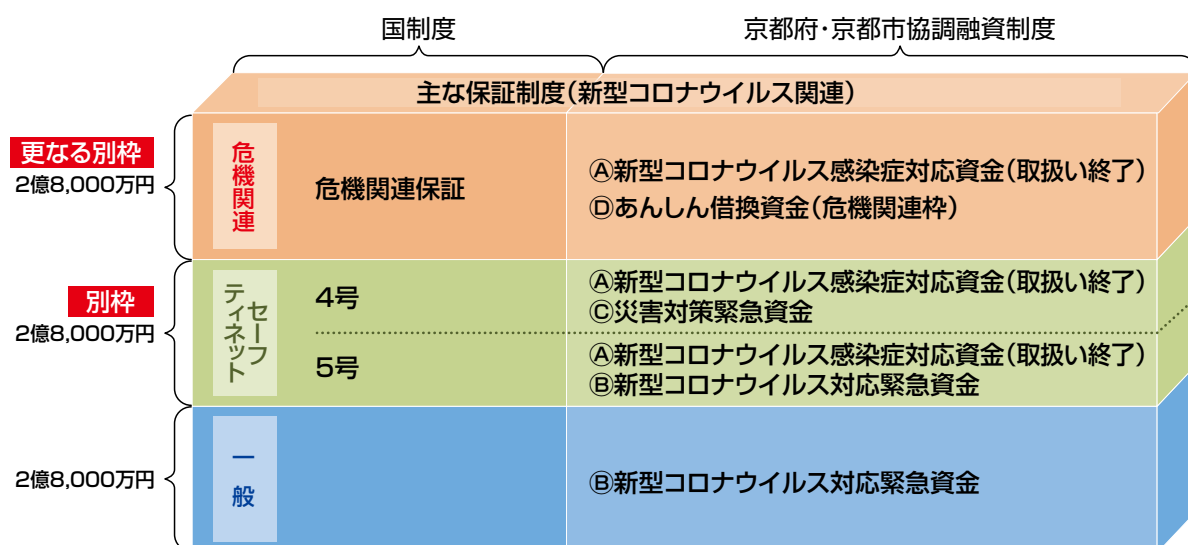
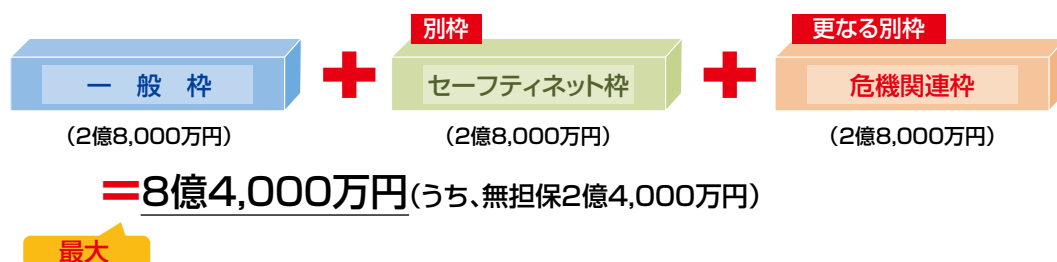
その結果、令和2年度の保証承諾は、件数49,070件（前年度比+376.1%。以下同じ。）、金額1兆518億36百万円（+427.0%）と、件数・金額ともに前年度を大幅に上回るとともに、過去最高値を記録しました。内訳としては、令和2年5月に創設された、実質無利子・無保証料の無担保融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」（以下「ゼロゼロ融資」という。）を主とした新型コロナ関連制度が件数・金額ともに全保証承諾の95%を占めました。

また、平成22年度以降減少が続いていた保証債務残高（金額）は、上記の保証承諾の激増に伴い、リーマンショック時を大幅に上回るペースで急増し、同年度末の保証債務残高は、件数67,331件（+62.8%）、金額1兆2,127億45百万円（+109.0%）となり、それまでの過去最高額（1兆223億円（平成21年度末））を更新しました。

《主な経過》

年月日	内容
令和2年 1月29日	「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設
2月 6日	府市協調融資「新型コロナウイルス対応緊急資金」が創設
3月 2日	セーフティネット保証4号が発動
3月 6日	セーフティネット保証5号の指定業種が緊急的に追加（+40業種・総計196業種）
3月 7日	休日電話相談対応を開始（5月からは窓口相談にも対応）
3月13日	セーフティネット保証5号の指定業種が緊急的に追加（+316業種・総計508業種） 危機関連保証が発動
4月 1日	セーフティネット保証5号の指定業種が追加（+79業種・総計587業種）
4月10日	セーフティネット保証5号の指定業種が緊急的に追加（+151業種・総計738業種）
5月 1日	府市協調融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」 （実質無利子・無保証料の無担保融資）ゼロゼロ融資が創設
5月15日	保証対象業種の拡大（パチンコホールや風俗営業飲食業等）
7月 1日	ゼロゼロ融資の融資限度額引上げ（3,000万円⇒4,000万円）
12月18日	ゼロゼロ融資の実施期間延長（保証申込受付が、12月末から令和3年3月末まで延長）
令和3年 1月29日	ゼロゼロ融資の融資限度額引上げ（4,000万円⇒6,000万円）
2月24日	ゼロゼロ融資の借換制限緩和（同一金融機関扱いのゼロゼロ融資同士の借換えは可）
3月31日	ゼロゼロ融資の保証申込受付終了
4月 1日	「伴走支援型特別保証制度」及び府市協調融資「伴走支援型経営改善おうえん資金」が創設 「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」及び府市協調融資「中小企業下支え資金（感染症対応型）」が創設
5月31日	ゼロゼロ融資の融資実行期限締切

《新型コロナウイルス関連の保証限度額（令和2年度）》



《新型コロナウイルス関連の京都府・京都市協調融資制度（令和2年度）》

制度名	A新型コロナウイルス感染症対応資金 (取扱い終了)			B新型コロナウイルス対応緊急資金		©災害対策緊急資金	④あんしん借換資金 (危機関連枠)
	SN4号	SN5号	危機関連保証	普通保証	SN5号	SN4号	危機関連保証
売上減少要件	▲20%以上	▲5%以上	▲15%以上	▲10%以上	▲5%以上	▲20%以上	▲15%以上
業歴要件	なし			府内で6か月以上		府内で1年以上	府内で6か月以上
融資限度額	6,000万円 (令和3年1月29日～) ※令和2年5月1日～6月30日間は3,000万円 7月1日～令和3年1月28日間は4,000万円			有担保: 2億円 無担保: 8,000万円			2億8,000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)			10年以内 (2年以内)			
融資利率	年0.90% 利子補助あり、3年間無利子 ※SN5号の場合のみ次のいずれかを満たす必要あり ①売上高等の減少率が▲15%以上 ②個人事業主かつ小規模事業者			年1.20%		年0.90%	新規: 年1.10% 借換: 年1.70%
保証料率	年0.85% (経営者保証免除対応時は年1.05%) 保証料補助あり、保証料ゼロ ※SN5号の場合のみ次のいずれかを満たす必要あり (満たさない場合は1/2の保証料補助) ①売上高等の減少率が▲15%以上 ②個人事業主かつ小規模事業者			有担保: 0.35~1.70% 無担保: 0.45~1.70% (会計参与割引の適用可)	0.75% (会計参与割引の適用可)	0.90% (会計参与割引の適用可)	0.80% (会計参与割引の適用可)

※「SN」はセーフティネット保証

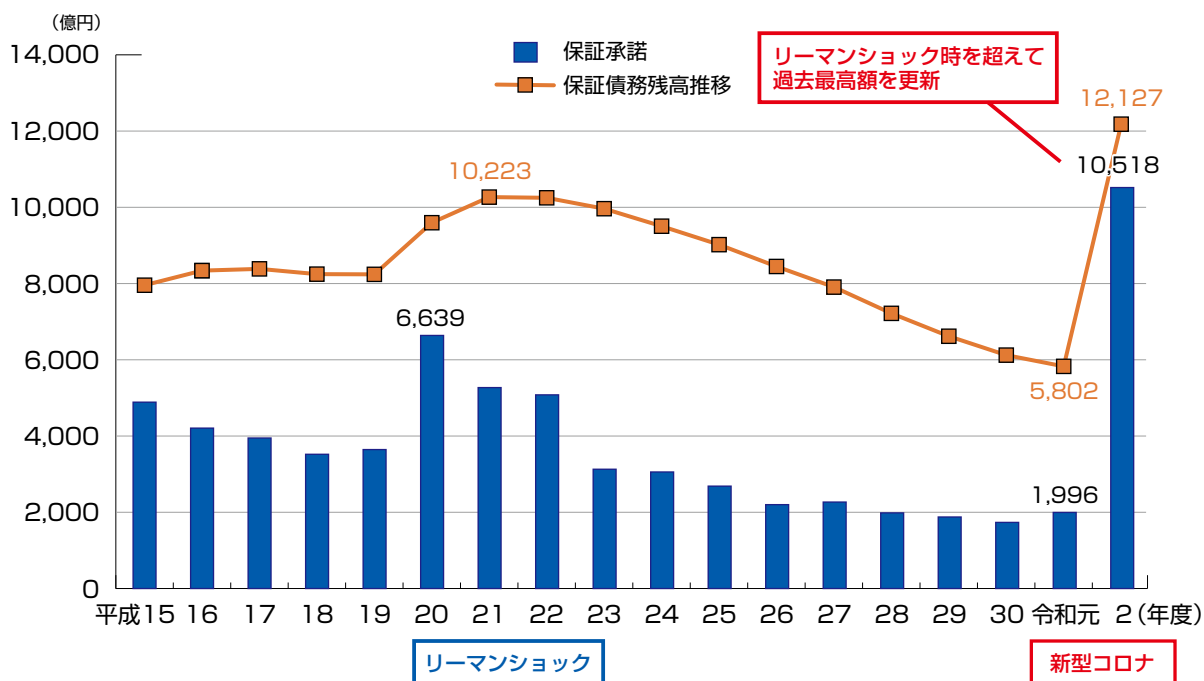
《新型コロナに係る主な保証制度別実績（令和2年度）》

新型コロナに係る保証
申込の大部分を占める

		保証申込（百万円）			保証承諾（百万円）		
		件数	金額		件数	金額	
				構成比			構成比
㊤ゼロゼロ融資 (取扱い終了)	セーフティネット保証4号	47,986	1,033,609	87.0%	18,020	316,867	31.6%
	セーフティネット保証5号				3,669	65,531	6.5%
	危機関連枠				20,477	469,389	46.8%
㊦新型コロナウイルス 対応緊急資金	普通保証	118	3,775	0.3%	131	3,691	0.4%
	セーフティネット保証5号	503	17,292	1.5%	507	17,509	1.7%
㊧災害対策緊急資金	セーフティネット保証4号	2,371	74,737	6.3%	2,314	72,215	7.2%
㊨あんしん借換資金	危機関連枠	1,179	51,555	4.3%	1,148	50,092	5.0%
㊩国制度	セーフティネット保証	55	2,742	0.2%	56	2,677	0.3%
	危機関連保証	99	4,601	0.4%	88	4,076	0.4%
		52,311	1,188,312	100.0%	46,410	1,002,048	100.0%

※ ゼロゼロ融資の保証申込実績の内訳については、制度要件等により保証承諾時までに適用する制度を変更することがあったため、合算した数字の記載となっています。

《保証承諾と保証債務残高推移》



《新型コロナウイルス感染症に対応した各種取組み》

当協会では、中小企業者の経営安定と金融円滑化に必要な信用保証業務を継続して提供するために、以下の取組みを実施しています。

- ・ 新たな経営支援の取組みとしてインターネット（Web会議システム）を活用した外部専門家派遣を全国の信用保証協会に先駆けて開始（R2.4）
- ・ 京都府「感染拡大予防ガイドライン」を基に協会独自のガイドラインを策定（R2.9.1）
- ・ 新型コロナに関する行動計画（BCP）を策定（R2.12.1）
- ・ 感染拡大予防ガイドラインに基づき、適切な感染拡大予防策に取り組むことを宣言
- ・ 本所及び全支所に新型コロナ感染拡大予防ガイドライン推進京都会議交付のステッカーを掲示
- ・ 受付窓口でのアルコール消毒・検温の徹底
- ・ 本所・全支所の営業室や応接室等に飛沫拡散防止対策の実施
- ・ 接触する箇所には抗菌・消毒作業を継続的に実施
- ・ 感染予防備品・備蓄品の調達・管理を行い、国内感染拡大状況等に応じて、個人防護具（PPE）の配付等の対策の実施



「オンライン型」経営支援の風景



《ステッカー》



《総合受付》



《応接室》

SDGsの取組み

当協会は、令和3年7月7日に「SDGs宣言」をしました。今後も、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与するため、様々な課題の解決に向けた取組みを積極的に推進していきます。

SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGs宣言

京都信用保証協会は、「中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」という基本理念の下、世界共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、関係機関との連携を図り、中小企業者など地域社会の皆様とともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

令和3年7月7日
京都信用保証協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs目標	取組内容
	<p>1 信用保証・経営支援</p> <p>「金融と経営の総合支援サービス機関」として、中小企業者等の多様なニーズに的確に寄り添い、「金融のできるコンサルタント」機能を十分に発揮することによって、金融の円滑化を図るとともに、持続可能性の向上に繋がるSDGs経営を中小企業者等に普及させるための取組みを行い、地域経済の回復及び地域活性化に貢献していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の融資制度や金融機関との提携保証、特定社債保証、短期継続保証や事業承継特別保証、特定信用状関連保証など、最適かつ利便性の高い保証を提供しています。 中小企業者等の多様なニーズに対応した外部専門家派遣などの経営支援メニューと、対話を重視した伴走型支援の強化・充実により、経営課題の解決に向けた経営支援に努めています。（京都バリューアップサポート、京都プロアップサポート、京都バトンタッチサポート、ビジネスモデル再構築支援など） 地域社会の活力の源となる創業の支援のため、創業計画策定支援、創業セミナーの開催、女性経営支援チーム「ことそら」による女性創業者支援、創業後のフォローアップなどを行っています。 経営者の高齢化、後継者不足に伴う廃業に歯止めをかけるため、事業承継計画策定支援、京都事業承継サポート会議、「京都想いをつなぐファンド」の組成、事業承継セミナーの開催などを行っています。 <p>今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の事業性や将来性を適切に評価するとともに、SDGsやESG経営の推進に意欲的な企業を後押しする保証商品の開発・利用に取り組みます。 ポストコロナ社会に対応した前向きな事業資金や経営改善・事業再生計画の実行に資する資金など、様々な資金ニーズに適した保証制度を提案し、金融機関と連携して金融支援を推進します。 後継ぎベンチャー型事業承継支援、後継者不在事業者の後継者探しなど、豊富な支援メニューやネットワークを駆使して、事業承継の促進に取り組みます。

   	<h2>2 連携・交流</h2> <p>中小企業者等が地域社会の中核として活躍し続けられるよう、行政、金融機関、関係機関、大学、その他団体等との連携・交流を活発に行い、「オール京都」のハブ機能としての役割を果たし、地域課題の解決や地方創生に貢献します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等を対象とした各種セミナーを開催しています。 ・ 地元大学との人事交流、インターンシップ、オンライン講義、本所総合受付に芸術大学の絵画展示・購入、カレンダー・広報誌（保証月報等）の表紙デザイン等の共同制作などに取り組んでいます。 <h3>今後の取組み</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興、イノベーションの創出や地域経済の発展に向けて、金融機関、関係機関との連携・交流を強化し、オール京都での様々な事業、計画、ネットワークに積極的に参画します。 ・ 地元大学と教育・研究分野等における連携を強化します。 ・ 保証協会の活動や経営支援の取組みを幅広く発信するため、広報誌やHP等の充実を図るとともに、金融機関職員を対象とした勉強会の開催やセミナー・大学ゼミ等への講師派遣など、積極的な広報活動を行っていきます。
 	<h2>3 生産性向上・人材育成</h2> <p>協会業務へのデジタル技術の活用や見直し等により、業務生産性の向上を図るとともに、高い専門性と課題解決力を有する総合力のある職員の育成に取り組み、顧客サービスの充実と顧客満足度の向上を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部研修の充実や中小企業支援に関わる資格取得（中小企業診断士等）を奨励し、能力開発と資質の向上に取り組んでいます。 ・ SDGsやKESに関する研修を定期的に行い、職員一人ひとりが理解を深め、持続的な取組みに繋げるための意識向上に努めています。 ・ 多様な価値観や知見を有する職員の力を結集し、組織力を高めるための取組みとして、関係機関との連携を深め、幅広い分野での研修・人事交流（行政・金融機関・大学）を行っています。 <h3>今後の取組み</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高いサービスを効果的、効率的に提供するため、組織活性化を図り、簡素で効率的な組織体制を構築します。 ・ 業務の電子化、IT化、ICT活用を推進していきます。 ・ AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用を検討します。 ・ 次世代を担うリーダーを養成するため、中堅層のマネジメント力の向上に取り組めます。
    	<h2>4 多様性（ダイバーシティ）の推進・働き方改革</h2> <p>多様な人材の育成を進め、その能力を発揮させて価値創造につなげる「ダイバーシティ（多様性）経営」を推進し、働きがいのある風通しの良い明るい職場環境づくりを進めるとともに、休暇の取得促進や仕事と育児・介護の両立支援などワーク・ライフバランスの推進を図り、性別、年齢等を問わずすべての職員が健康で安心して働ける職場づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児・介護の両立を支援し、やりがい・充実感を持って働き成長できる職場環境の整備に取り組んでいます。 ・ 男女雇用機会均等法に基づくポジティブアクションとしての女性管理職（候補）の募集・採用を実施しています。 ・ 休暇取得の促進、時間外労働の削減に取り組んでいます。 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を取得しました。 ・ 女性活躍推進法に基づく『えるぼし認定（3つ星）』を取得しました。 ・ 京都府知事の認証による『「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認定』を取得しました。 <div style="text-align: center;">    </div> <h3>今後の取組み</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識経験、キャリア、ライフスタイルなどの異なる多様な人材の能力や発想、価値観を融合して、より質の高い企画提案・実行や組織の活性化を図るとともに、働き方についても意識改革に取り組みます。 ・ 中途採用も含めた女性管理職の増加など女性職員の一層の活躍を推進します。
    	<h2>5 社会的責任・環境保全</h2> <p>公的機関としてのコンプライアンスの徹底及びガバナンスの一層の強化を図るとともに、公正で透明性のある事業活動を通じて、魅力ある地域づくりと社会的課題の解決に取り組み、地域循環共生圏の創造と持続可能な社会の実現に貢献します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境宣言」を行い、環境保全に取り組んでいます。 ・ 「KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）ステップ2」認証取得しました。 <div style="text-align: right;">  </div> <h3>今後の取組み</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制システムの充実・強化と、ガバナンスが十分に機能した適正な業務運営に努め、より信頼される保証協会を目指します。 ・ 顧客の利便性向上、機能性・効率性の充実、環境負荷低減を考慮した施設整備に取り組めます。 ・ グリーンボンド、社会貢献債（ソーシャルボンド）の購入を推進します。

女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」が3つ星へランクアップ

女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が一定の基準を満たしたことから、令和2年10月23日に女性活躍推進法に基づき、「えるぼし認定（3つ星）」を全国の信用保証協会ですべて初めて取得しました。

当協会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画を策定し、職員の個性や価値観、ライフスタイル等を相互に認め合うとともに、女性職員の活躍を後押しし、キャリア形成を図るための環境整備に取り組んでおり、令和元年8月5日に取得した2つ星認定からのランクアップとなります。

今後も引き続き、「ワークライフバランスの充実」に向けた取組みを行い、ダイバーシティを推進する女性活躍推進企業として、働きやすい職場環境づくりに努めていきます。



えるぼしマーク(3つ星)

KES（環境マネジメントシステム）の導入

令和3年3月1日に「KES・ステップ2※」の認証を取得しました。当協会の中長期的な基本指針「協会八策」に基づき、令和2年11月に「環境宣言」及び「環境マネジメントマニュアル」を制定し、役員全員で環境改善活動を実施しています。

環境宣言

【基本理念】

当協会は、環境問題が健全で恵み豊かな地球を将来世代へ承継するための最重要課題の1つであることを認識し、SDGsやESG地域金融への取組みを通して、魅力ある地域づくりと持続可能な社会・経済の実現のため、地域循環共生圏の創造に貢献します。

【環境管理重点テーマ】

- (1) 温室効果ガス排出の削減
- (2) 廃棄物発生量の削減
- (3) 天然資源消費の抑制（電子化による紙文書削減等）
- (4) エシカル消費の推進（エコ製品購入・地産地消等）
- (5) 省エネルギー・再生可能エネルギー導入の促進



※ KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）は、京都発祥の環境マネジメントシステムの規格です（ステップ2はISO14000と同程度）。

大学との連携のための講師の派遣

令和2年12月4日に包括連携協定を結んでいる京都府立大学、令和3年1月18日に京都三大学教養教育共同化科目（京都工芸繊維大学、京都府立大学、京都府立医科大学）のオンライン講義において、当協会職員が、信用保証協会の役割や新型コロナの状況下における取組み等について説明を行いました。



《京都三大学教養教育共同化科目講義》

産学連携で卓上カレンダーを制作

嵯峨美術短期大学との産学連携の一環として、平成29年度から卓上カレンダーを制作しています。

今回のカレンダーには、令和元年度保証月報表紙デザインに採用した「京の風物詩」と題した12枚のイラストを使用しました。



地元美術大学の学生による作品の展示

平成30年度から、当協会では京都市立芸術大学と連携し、学生の教育支援を目的に、学生が制作した芸術作品を本所エントランス正面に展示しています。

今年度は、^{しかたりな}四方理南氏の染織作品を展示しています。

また、昨年度総合受付に展示していた福角春奈氏の油画、一昨年度に展示していた神山実貴子氏の日本画も、応接通路に展示していますので、併せてご覧ください。



四方 理南 氏

「巡」(染織)

【作品説明】

私たちは日々、さまざまなことを体験し、時間をかけて理解します。この作品はそういった期間が私にとって面白さの発見や楽しさそのものであることを表しています。

令和2年度の主な取組み

創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

令和2年度の創業に係る保証承諾は、186件（前年度比▲1.1%）11億25百万円（同+24.4%）となりました。

○創業セミナー「京都やましろ創業塾」に講師を派遣

令和2年9月13日、京田辺市商工会館において開催された「京都やましろ創業塾」に、当協会山城支所職員を講師として派遣しました。

「創業支援について」というテーマで講義を行い、資金調達の方法について説明しました。



○ラジオ番組で“ことそら”を紹介

令和2年9月16日、当協会の創業アドバイザーの伊藤弥生氏（公認会計士・税理士）が起業家を目指す方のサポートコーナーとして担当されているラジオ番組に、当協会職員がゲスト出演し、女性経営支援チーム「ことそら」の活動を紹介しました。

○女性創業オンラインセミナーを開催

令和2年11月18日、女性経営支援チーム「ことそら」を中心に、女性のための創業セミナー“コロナ以後における創業準備”を開催しました。本セミナーはオンラインで開催され、当日は、創業をどのように進めていくのか悩んでいる方を対象に、実際に当協会の支援で創業された事例の紹介を交えながら講演を行い、計16名の方に参加いただきました。



経営支援の取組み

オール京都体制で、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、国の費用補助（3分の2。最大200万円）とは別に、計画策定費用の6分の1（最大20万円）を補助しています。

令和2年度は、20件、約300万円の費用補助を行いました。なお、平成25年の事業開始以降、681件、約109百万円の費用補助を行いました。

○京都バリューアップサポート

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から1,500社を超えるお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポートの概要】

メニュー	派遣内容
フルサポート	専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを行います。最終回は、専門家から企業様への報告会として取引金融機関も参加のうえ、提案内容を共有します。【派遣回数：最大5回】
NEW ビジネスモデル再構築支援	“ビジネスモデル再構築シート”の作成を通じ、新たな価値創造モデルを外部専門家や経営者、従業員、協会職員等とともに考えます。
ワンデイサポート	事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスします。【派遣回数：1回】
プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けていただいた企業に対して、実施後に再度専門家がお伺いします。【派遣回数：最大3回】
スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを行います。【派遣回数：最大12回】
NEW プロジェクト型支援	複数の課題に対して複数の外部専門家が解決に当たります。
(創業) チャレンジⅠ	創業予定者が創業セミナー等で作成された創業計画書のブラッシュアップを行います。【派遣回数：5回程度】
(創業) チャレンジⅡ	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポートします。【派遣回数：6回程度（年に2回程度）】

【京都バリューアップサポートの完了実績】

メニュー	平成26年度以前	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
フルサポート	153	126	97	114	114	116	70	790
ワンデイサポート	61	83	49	48	36	21	16	314
プラスサポート	22	22	20	11	8	6	3	92
スーパーサポート		42	62	67	57	42	24	294
チャレンジ(Ⅰ・Ⅱ)	5	10	11	10	8	16	14	74
合計	241	283	239	250	223	201	127	1,564

経営支援の取組み

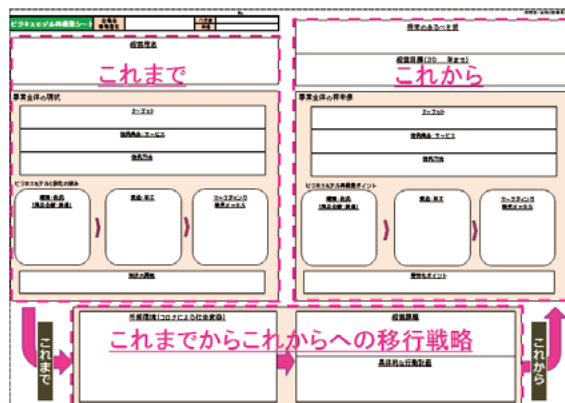
○ビジネスモデル再構築支援、プロジェクト型支援の創設

令和2年9月に、新型コロナ対応のための新しい外部専門家派遣メニューを二つ創設しました。

一つ目は、「ビジネスモデル再構築シート」の作成を通じ、新たな価値創造モデルを外部専門家や経営者、従業員、協会職員等とともに考える「**ビジネスモデル再構築支援**」です。新型コロナによる社会変容に企業が柔軟に対応できるようになることを目的に創設しました。

二つ目は、複数の課題に対して複数の外部専門家が解決に当たる「**プロジェクト型支援**」です。新型コロナの状況下における経営基盤強化等の観点から、ビジネスモデル、財務会計、法的課題等に対し、各分野に対応できる外部専門家をコーディネートし、総合的な支援を行うことを目的に創設しました。

なお、令和2年度は、「ビジネスモデル再構築支援」5社、「プロジェクト型支援」4社の支援を完了しました。



《ビジネスモデル再構築シート》

○経営支援オンラインセミナーの開催

「ポストコロナにおける企業価値の創造」をテーマとして、全3回にわたりリレー形式のウェブ受講型セミナーを開催しました。第1回は「コロナ後に必要となるビジネスの視点～ヒトとモノの相互活用～」(令和2年10月8日)、第2回は「ポストコロナにおける事業継続のための戦略」(同月29日)、第3回は「ポストコロナ社会におけるITを活用した集客と販促方法」(11月12日)というテーマで、総計60名に参加いただきました。



《第1回 セミナーの様子》

事業承継支援の取組み

○65歳以上の経営者訪問プロジェクト

平成29年度から、65歳以上の経営者を当協会職員が直接訪問し、後継者の有無や事業の継続・廃業等のヒアリング、問題点の洗い出し、早期着手による「事業承継計画」の策定支援などの解決方法を経営者と共に検討していく「65歳以上の経営者訪問プロジェクト」を実施しています。

プロジェクト開始から令和3年3月末までに、1,500企業を超える経営者を訪問・面談しました。

○京都府北部アトツギベンチャーセミナーの開催

令和3年3月5日に京丹後市、同月11日に福知山市において「京都府北部アトツギベンチャーセミナー」を開催しました。

本セミナーは、新型コロナウイルスの影響による休業や企業倒産を回避し、単なる事業承継ではなく新産業創出を行うための後継者コミュニティの形成を目標として実施しました。

2会場で関係機関を含む96名が参加し、講師（地元アトツギ）との交流も深まり、次回につながるセミナーとなりました。



《3/5 講演の様子》



《3/11 講演の様子》

再生支援の取組み

○再生支援の保証実績

令和2年度の京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、2企業1億39百万円、平成15年からの累計は、566企業575億46百万円となりました。

また、京都府・京都市協調の中小企業再生支援資金による再生の取組みは、4企業2億12百万円、平成17年度からの累計は、854企業1,671億35百万円となりました。

引き続き、再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行っていきます。

広報活動

ホームページによる情報発信

当協会ホームページでは、保証協会の概要、各種保証制度の紹介や経営支援メニューなどタイムリーな情報を掲載しています。また、外出先からも当協会ホームページを快適にご覧いただけるようスマートフォンやタブレット端末での表示にも対応可能となっています。今後も、皆様のお役に立つ情報を随時更新しますので、ぜひご活用ください。



各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期ごとに「保証季報」を発行し、府及び市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配付しています。

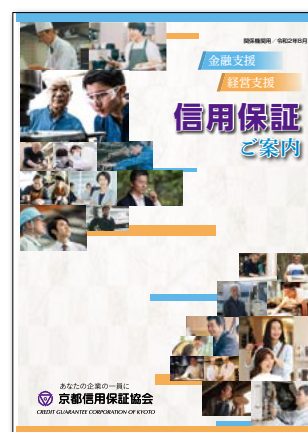
令和2年度の「保証月報」では、京都市商工労働観光部染織・工芸課と連携し、「京都の伝統工芸品」をテーマとした12枚の写真を表紙に掲載しました。様々な伝統工芸組合から写真を提供いただき、京都の伝統工芸品の魅力を発信しました。



※ 上記広報物は、当協会ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

「信用保証ご案内」の発行

各種保証制度の紹介や当協会の経営支援メニューなど、関係機関の皆様向けに分かりやすくお伝えしています。



LINEによる情報発信

中小企業者、関係機関の皆様を対象に、保証制度や創業・経営支援、各種イベントなどの情報を随時配信しています。



報道機関へのニュースリリース

令和3年4月22日「承諾件数・額が過去最高」
京都新聞掲載



令和3年7月8日「SDGs実現へ宣言」
京都新聞掲載

京都信用保証協会
SDGs実現へ宣言

持続可能な社会向け中小と連携
京都信用保証協会(SR)の推進、働き方7日、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」の趣旨に賛同し、SDGsへの対応は関係機関と連携しながら、今後、大手のサプライヤー、中小企業など、イテューン(供給網)にも持続可能な社会に入るための要件に実現に貢献することを宣言した。

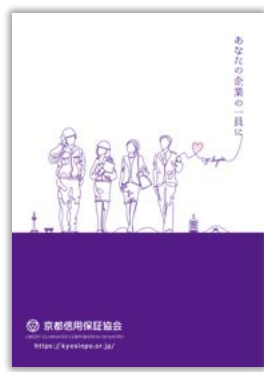
具体的には、信用保証や経営支援などの業務を通じてSDGsの普及、浸透を図るほか、セミナー開催などで人材育成を支援する。京都生まれの環境管理規格「KES」の活用も検討している。(猪口健司)

広報活動

当協会ポスター及びクリアファイルのデザインをリニューアル

当協会の業務内容等をより分かりやすくしたデザイン、より親しみやすいデザインを採用したポスターを2種、クリアファイルを1種それぞれ作成しました。

なお、クリアファイルについては、環境に配慮した再生率100%の再生PP製のものを採用しています。



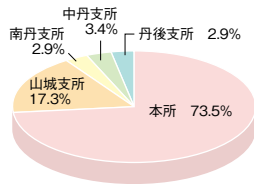
信用保証の実績

令和2年度 事業概況

保証承諾

(単位：百万円・%)

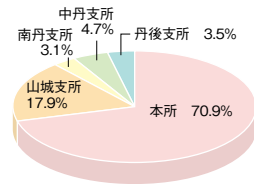
区分	件数	金額	前年度比
本所	35,342	773,413	+465.8
山城支所	8,533	181,714	+358.4
南丹支所	1,580	30,866	+547.5
中丹支所	1,844	35,534	+241.0
丹後支所	1,771	30,310	+276.4
合計	49,070	1,051,836	+427.0



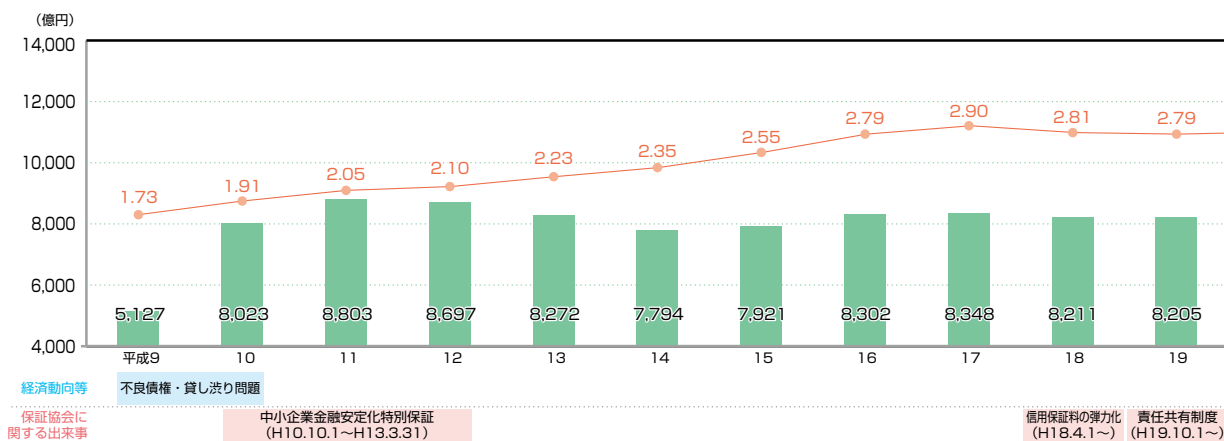
保証債務残高

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	45,813	859,326	+118.2
山城支所	12,624	217,159	+96.9
南丹支所	2,274	37,054	+105.7
中丹支所	3,631	56,988	+69.9
丹後支所	2,989	42,219	+72.2
合計	67,331	1,212,745	+109.0



保証債務残高の推移



保証利用企業者数

(京都：社)

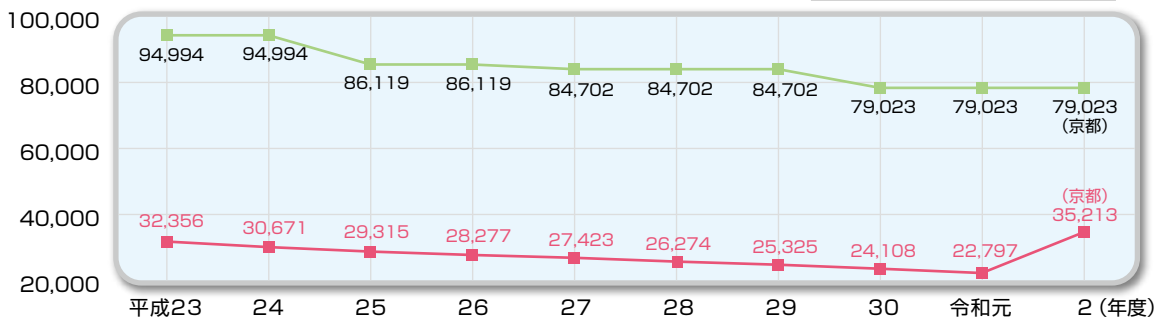
京都府内中小企業者数

京都府内中小企業者数

京都保証利用企業者数

(令和2年度)

京都府内中小企業者数	79,023
京都保証利用企業者数	35,213



保証利用率

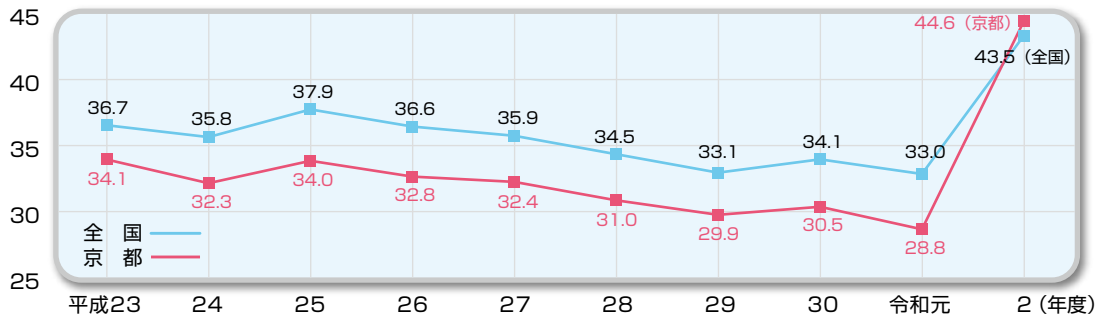
(%)

全国

京都

(令和2年度)

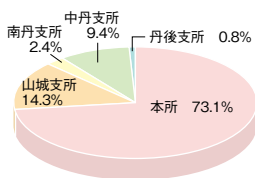
	中小企業者数	保証利用企業者数
全国	3,578,176	1,554,963
京都	79,023	35,213



$$\text{保証利用率} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{中小企業者数}} \times 100$$

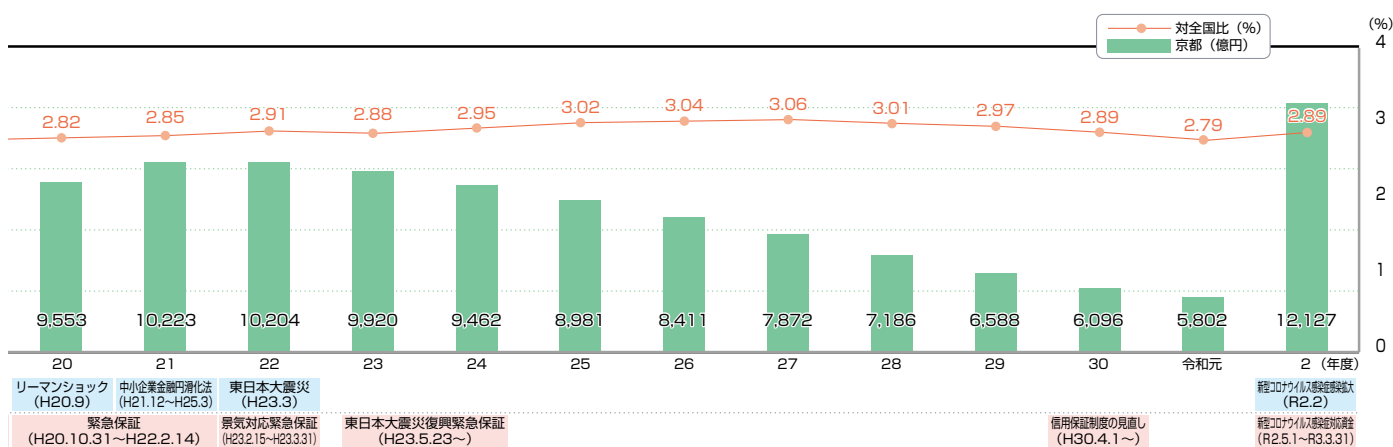
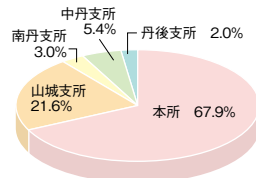
代位弁済 (単位: 百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	227	4,286	▲36.6
山城支所	67	836	▲53.5
南丹支所	13	140	▲35.0
中丹支所	34	553	▲40.3
丹後支所	8	45	▲82.9
合計	349	5,860	▲41.2

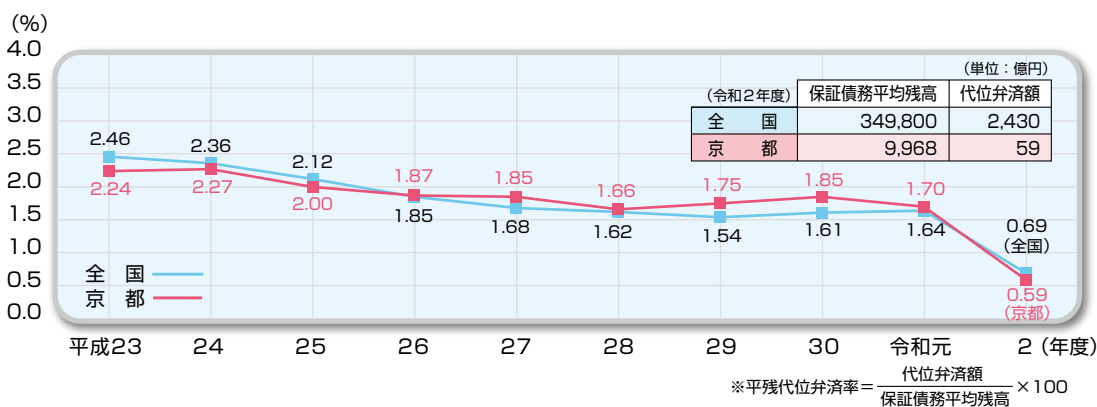


求償権回収 (単位: 百万円・%)

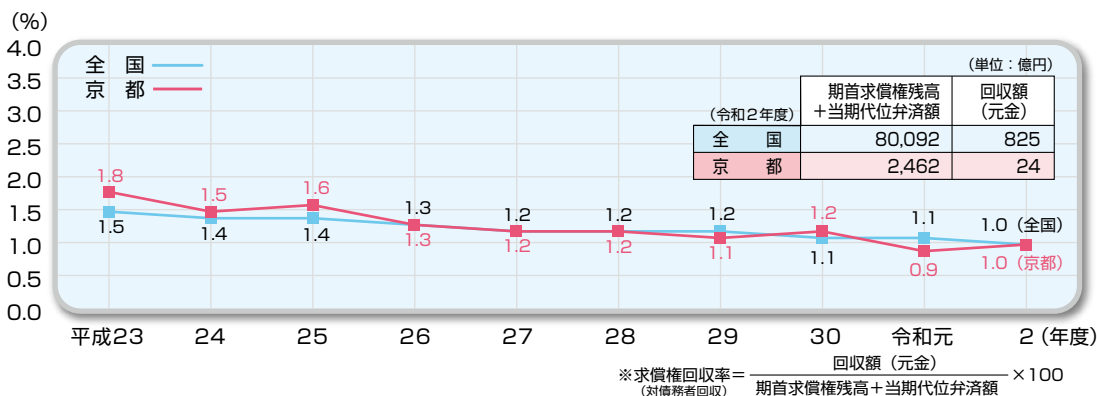
区分	件数	金額	前年度比
本所	161	1,611	▲12.6
山城支所	50	513	+32.0
南丹支所	13	72	▲43.5
中丹支所	16	129	+43.6
丹後支所	8	46	▲3.3
合計	248	2,371	▲5.0



平残代位弁済率



求償権回収率



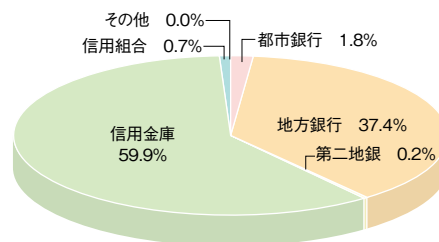
令和2年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	579	19,033	+154.6
地方銀行	16,812	393,144	+360.6
第二地銀	136	2,288	+832.0
信用金庫	31,121	629,761	+493.9
信用組合	413	7,430	+1,833.5
その他	9	179	+114.8
合計	49,070	1,051,836	+427.0

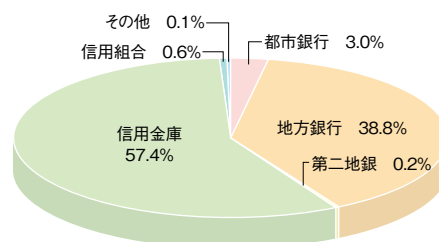
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

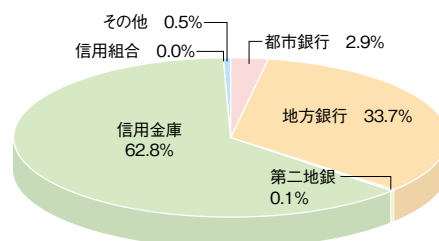
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	1,513	36,573	+33.1
地方銀行	24,680	470,020	+99.9
第二地銀	171	2,310	+367.7
信用金庫	40,409	696,152	+120.7
信用組合	456	6,934	+982.6
その他	102	756	▲18.9
合計	67,331	1,212,745	+109.0



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	11	172	▲50.2
地方銀行	120	1,974	▲47.5
第二地銀	2	6	▲83.4
信用金庫	213	3,679	▲35.7
信用組合	0	0	▲100.0
その他	3	28	+205.0
合計	349	5,860	▲41.2



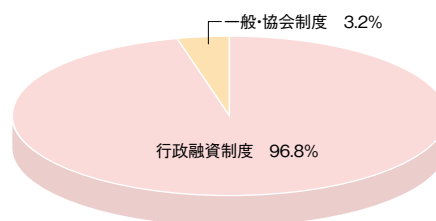
令和2年度 制度別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	47,990	1,018,188	+694.5
一般・協会制度	1,080	33,648	▲52.9
合計	49,070	1,051,836	+427.0

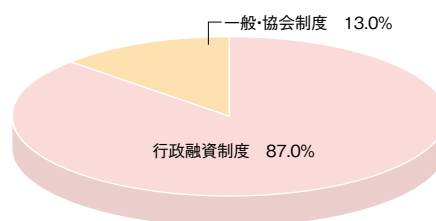
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

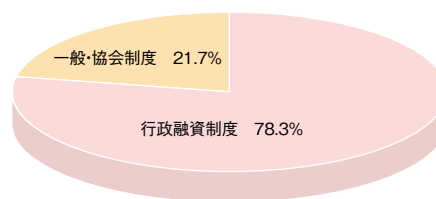
区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	59,018	1,055,520	+165.9
一般・協会制度	8,313	157,225	▲14.2
合計	67,331	1,212,745	+109.0



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
行政融資制度	270	4,591	▲43.3
一般・協会制度	79	1,269	▲32.0
合計	349	5,860	▲41.2



信用保証の実績

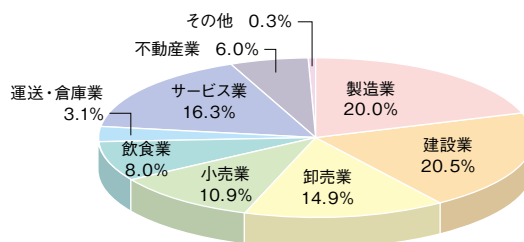
令和2年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	9,165	210,323	+395.8
建設業	9,525	215,352	+408.1
卸売業	6,177	156,637	+340.5
小売業	5,845	114,886	+346.0
飲食業	5,154	83,846	+686.5
運送・倉庫業	1,175	33,075	+344.4
サービス業	8,976	171,280	+570.0
不動産業	2,838	63,044	+605.7
その他	215	3,394	+297.3
合計	49,070	1,051,836	+427.0

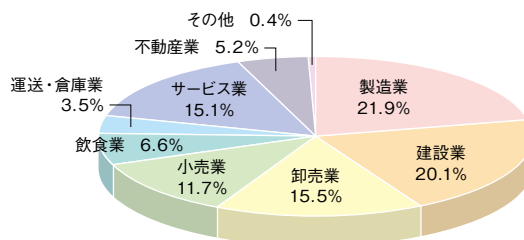
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

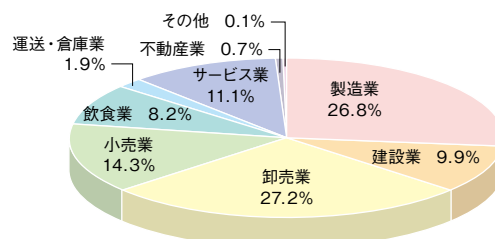
区分	件数	金額	前年度比
製造業	13,219	265,080	+85.6
建設業	13,773	244,238	+104.6
卸売業	8,642	188,493	+89.6
小売業	8,579	141,895	+84.2
飲食業	5,774	80,289	+202.9
運送・倉庫業	1,901	42,335	+77.8
サービス業	11,472	183,461	+161.8
不動産業	3,627	62,461	+231.7
その他	344	4,493	+93.1
合計	67,331	1,212,745	+109.0



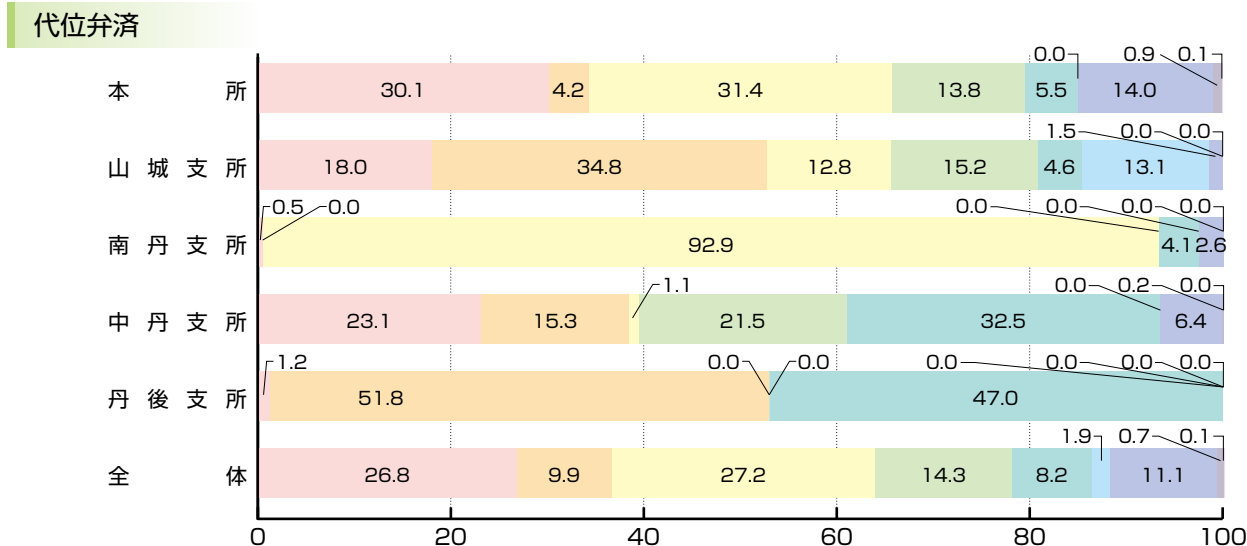
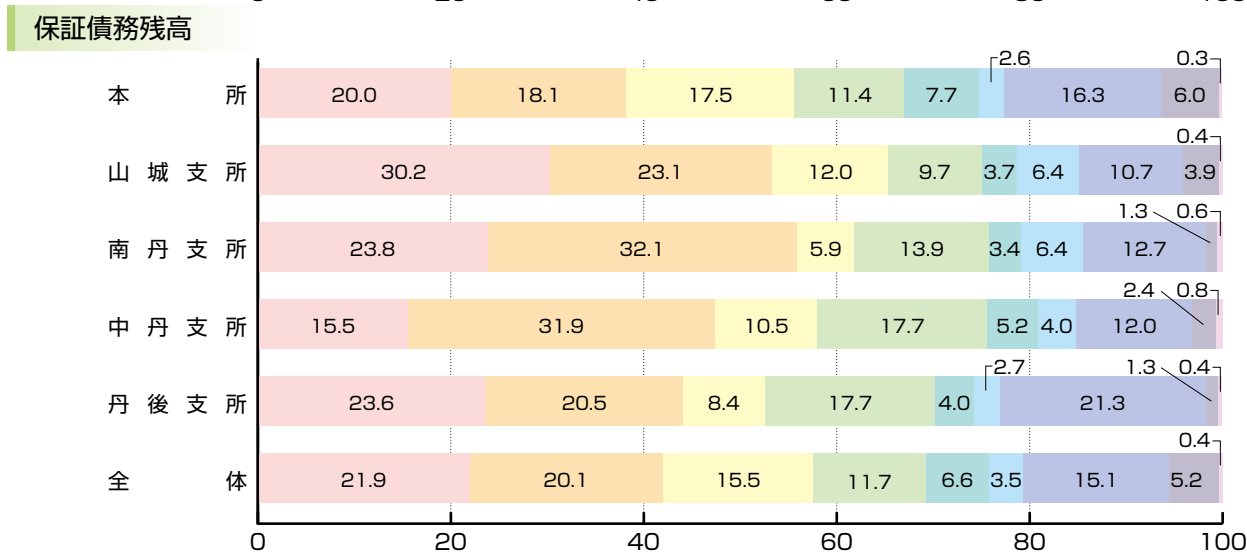
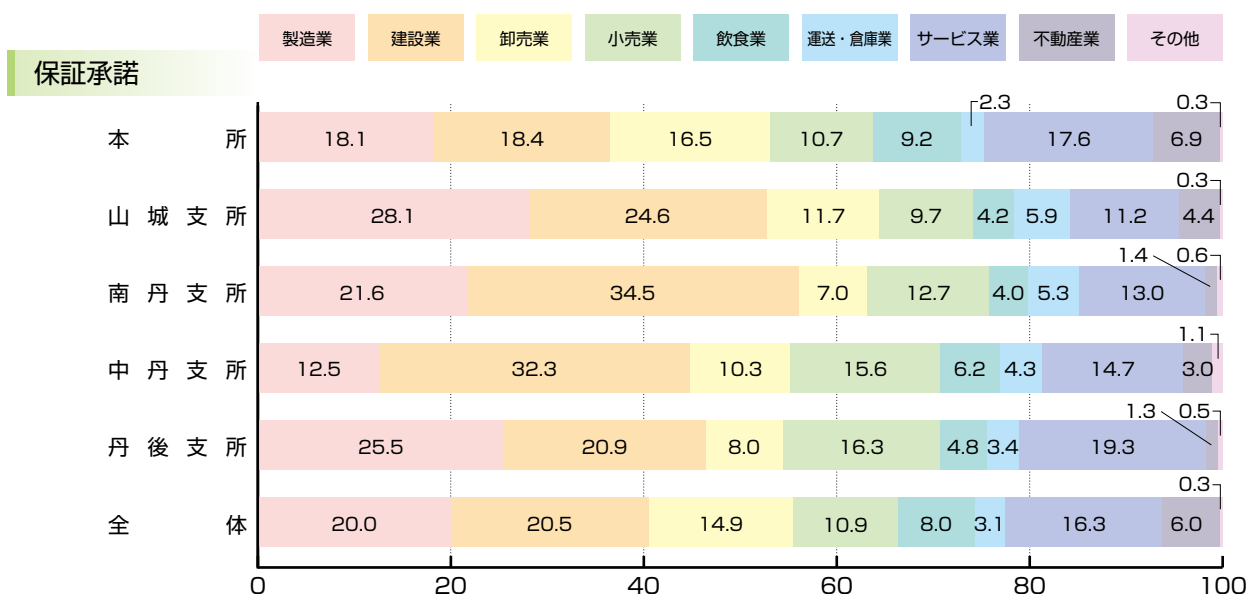
代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	59	1,568	▲22.6
建設業	43	580	▲71.7
卸売業	81	1,591	▲34.5
小売業	54	838	▲30.1
飲食業	49	478	▲17.2
運送・倉庫業	12	110	▲31.2
サービス業	48	651	▲53.4
不動産業	2	39	▲50.0
その他	1	4	▲92.0
合計	349	5,860	▲41.2



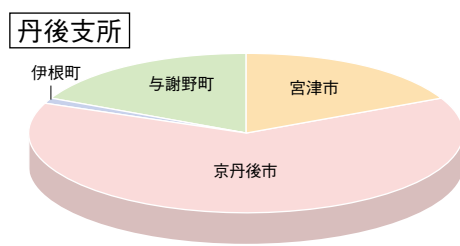
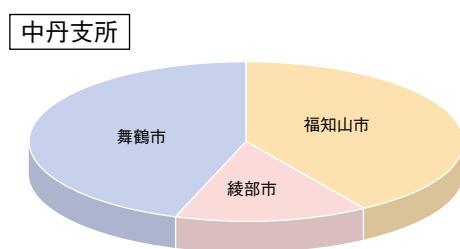
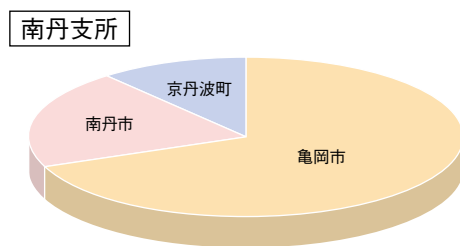
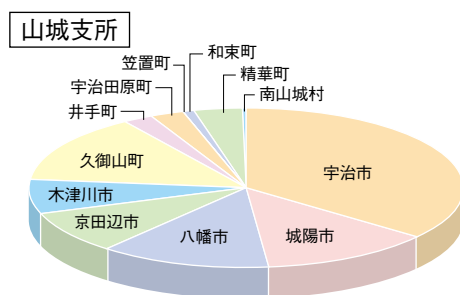
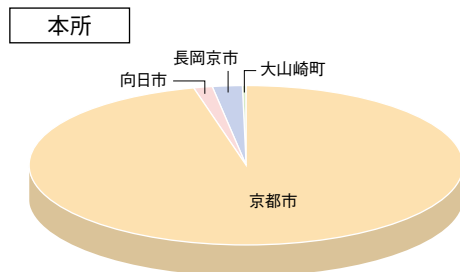
本支所別の業種構成比（金額）



令和2年度 市町村別（保証承諾）

(単位:百万円, %)

保証承諾					
業務区域	区分	件数	金額		
			前年度比	構成比	
本所	京都市	33,702	739,336	+466.7	70.3
	向日市	602	12,139	+628.8	1.2
	長岡京市	776	15,970	+443.5	1.5
	大山崎町	104	1,582	+577.3	0.2
山城支所	宇治市	3,328	65,980	+338.2	6.3
	城陽市	1,174	23,398	+326.3	2.2
	八幡市	961	23,677	+449.3	2.3
	京田辺市	748	15,625	+402.5	1.5
	木津川市	649	13,145	+339.1	1.2
	久御山町	959	25,575	+333.7	2.4
	井手町	181	4,022	+244.1	0.4
	宇治田原町	194	4,447	+700.0	0.4
	笠置町	9	131	+5,120.0	0.0
	和束町	80	1,471	+1,036.7	0.1
	精華町	328	6,778	+383.0	0.6
	南山城村	11	210	-	0.0
	南丹支所	亀岡市	1,082	21,575	+664.0
南丹市		348	6,265	+401.0	0.6
京丹波町		164	3,383	+368.5	0.3
中丹支所	福知山市	760	14,876	+263.6	1.4
	綾部市	298	5,276	+194.5	0.5
	舞鶴市	823	16,203	+214.0	1.5
丹後支所	宮津市	349	5,547	+273.5	0.5
	京丹後市	1,057	19,453	+260.0	1.8
	伊根町	24	312	+612.3	0.0
	与謝野町	359	5,462	+293.2	0.5
計		49,070	1,051,836	+427.0	100.0



信用保証の実績

令和2年度 市町村別（保証債務残高・代位弁済）

（単位：百万円，％）

保証債務残高						代位弁済		
業務区域	区分	件数	金額			金額		
			前年度比	構成比	前年度比			
本所	京都市	43,631	825,630	+118.2	68.1	4,005	▲39.4	
	向日市	862	13,394	+111.5	1.1	290	+49,056.8	
	長岡京市	1,184	19,055	+108.1	1.6	30	▲78.1	
	大山崎町	144	1,969	+135.4	0.2	0	－	
山城支所	宇治市	4,797	76,897	+94.4	6.3	128	▲55.2	
	城陽市	1,727	27,275	+99.5	2.2	13	▲94.0	
	八幡市	1,293	26,686	+114.6	2.2	52	+19.1	
	京田辺市	1,255	19,099	+100.7	1.6	23	▲88.5	
	木津川市	986	15,585	+81.7	1.3	91	▲76.9	
	久御山町	1,362	30,229	+93.7	2.5	254	▲53.2	
	井手町	245	4,949	+81.2	0.4	22	－	
	宇治田原町	299	5,881	+99.3	0.5	41	－	
	笠置町	14	166	+96.9	0.0	0	－	
	和束町	100	1,436	+116.8	0.1	116	+5.5	
	精華町	532	8,219	+122.3	0.7	0	▲100.0	
	南山城村	13	211	+603.2	0.0	0	－	
	南丹支所	亀岡市	1,486	23,984	+126.2	2.0	198	+0.4
		南丹市	537	8,429	+74.4	0.7	0	▲100.0
京丹波町		237	4,148	+97.8	0.3	1	－	
中丹支所	福知山市	1,378	22,246	+70.6	1.8	260	+2,951.5	
	綾部市	569	9,058	+63.9	0.7	0	－	
	舞鶴市	1,687	25,948	+70.3	2.1	293	▲68.1	
丹後支所	宮津市	633	8,098	+74.9	0.7	14	▲32.1	
	京丹後市	1,748	25,869	+71.0	2.1	31	▲86.5	
	伊根町	57	667	+62.8	0.1	0	－	
	与謝野町	555	7,617	+72.5	0.6	0	▲100.0	
計		67,331	1,212,745	+109.0	100.0	5,860	▲41.2	

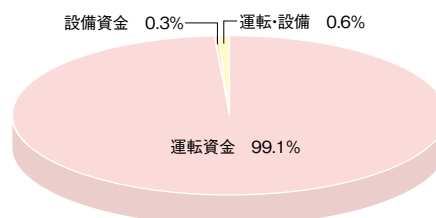
令和2年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	48,354	1,042,406	+450.7
設 備 資 金	307	2,938	+16.6
運 転・設 備	409	6,492	▲16.4
合 計	49,070	1,051,836	+427.0

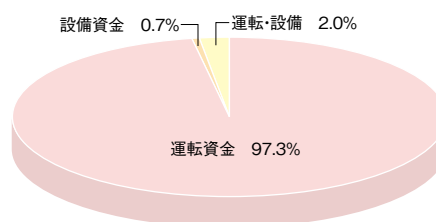
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

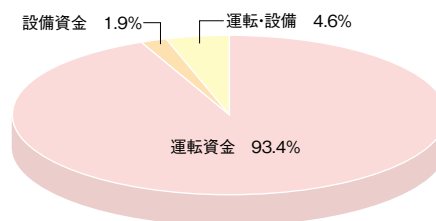
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	64,041	1,179,913	+117.3
設 備 資 金	1,360	8,745	▲9.2
運 転・設 備	1,930	24,087	▲12.5
合 計	67,331	1,212,745	+109.0



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	318	5,475	▲42.2
設 備 資 金	10	113	+62.6
運 転・設 備	21	271	▲36.0
合 計	349	5,860	▲41.2



創立以来の事業概況

(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和14~ 平成6	673,811	3,775,829	56,431	434,420	38,951	134,256	23,722	80,587	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
28	10,054	198,400	50,253	718,621	827	12,407	302	3,522	495	3,473
29	9,597	187,638	47,293	658,838	772	11,925	281	3,283	469	3,723
30	9,440	173,455	44,146	609,562	669	11,599	294	3,621	327	2,340
令和元	10,306	199,580	41,353	580,183	575	9,964	248	2,497	334	3,247
2	49,070	1,051,836	67,331	1,212,745	349	5,860	248	2,371	507	1,993
累計	1,277,569	13,793,547	—	—	81,376	588,589	37,651	231,941	—	—

※ 求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

令和2年度事業報告

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
《資産》		《負債》	
現金・預け金	38,935,430,523	責任準備金	7,294,515,634
有価証券	96,301,119,000	退職給与引当金	1,279,658,000
その他有価証券	16,294,229	借入金	0
動産・不動産	3,354,527,163	雑勘定	49,267,286,814
求償権	1,992,974,308	仮受金	90,322,976
求償権償却準備金	▲799,458,458	保険納付金	304,269,616
雑勘定	2,265,478,760	損失補償納付金	17,858,508
未収利息	83,589,181	未経過保証料	48,752,405,744
未経過保険料	2,171,711,365	未払保険料	13,804,064
その他	10,178,214	未払費用	88,625,906
		負債合計	57,841,460,448
		《正味財産》	
		基本財産	56,150,905,077
		基金	7,645,877,060
		基金準備金	48,505,028,017
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	28,074,000,000
		正味財産合計	84,224,905,077
合計	142,066,365,525	負債及び正味財産合計	142,066,365,525

・ 保証債務見返（資産）及び保証債務（負債）各1,212,745,278,916円は、備忘勘定であるため除いています。

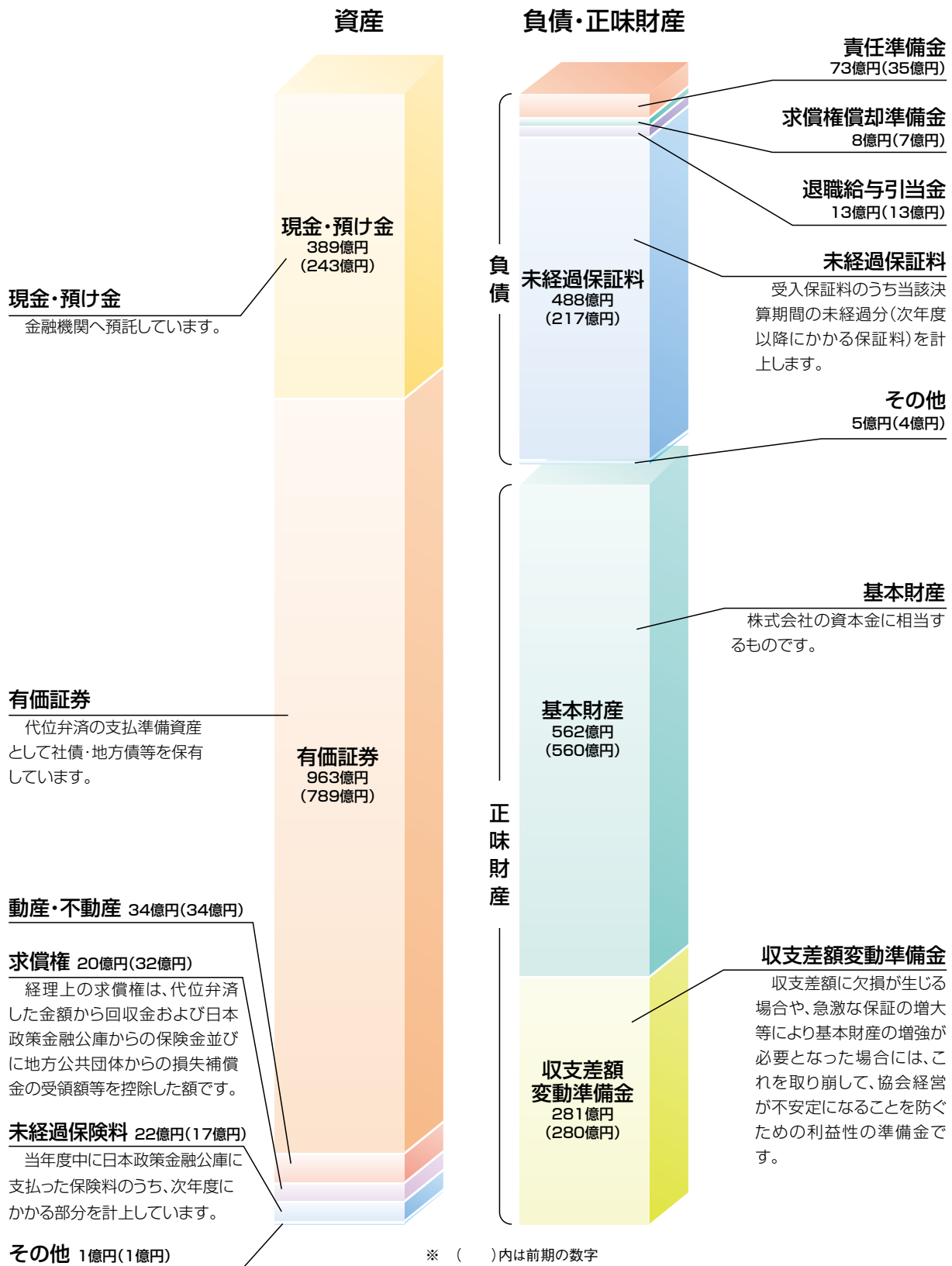
財産目録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	96,323	責任準備金	7,294,515,634
預け金	38,935,334,200	求償権償却準備金	799,458,458
有価証券	96,301,119,000	退職給与引当金	1,279,658,000
その他有価証券	16,294,229	損失補償金	0
動産・不動産	3,354,527,163	保証債務	1,212,745,278,916
保証債務見返	1,212,745,278,916	求償権補てん金	0
求償権	1,992,974,308	借入金	0
雑勘定	2,265,478,760	雑勘定	49,267,286,814
合計	1,355,611,102,899	合計	1,271,386,197,822
		正味財産	84,224,905,077

貸借対照表《図解》



※ ()内は前期の数字
 ※ 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。
 ※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

収支計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額
経常収入	11,233,442,846
保証料	9,551,564,537
預け金利息	5,714,174
有価証券利息配当金	584,917,711
延滞保証料	0
損害金	107,989,610
事務補助金	26,558,179
責任共有負担金	896,446,000
雑収入	60,252,635
経常支出	7,207,461,400
業務費	2,354,719,715
借入金利息	0
信用保険料	4,721,705,143
責任共有負担金納付金	131,030,781
雑支出	5,761
経常収支差額	4,025,981,446
経常外収入	11,154,049,908
償却求償権回収金	355,329,620
責任準備金戻入	3,513,815,138
求償権償却準備金戻入	707,242,105
求償権補てん金戻入	6,577,663,045
保険金	5,711,632,282
損失補償補てん金	866,030,763
その他収入	0
経常外支出	14,980,400,796
求償権償却	6,853,046,135
雑勘定償却	28,023,486
退職金	2,651,312
責任準備金繰入	7,294,515,634
求償権償却準備金繰入	799,458,458
その他支出 他	2,705,771
経常外収支差額	▲3,826,350,888
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	199,630,558
収支差額変動準備金繰入額	66,000,000
基本財産繰入額	133,630,558

左記収支計算書は、信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額を分かりやすく表示すると、次のとおりとなります。

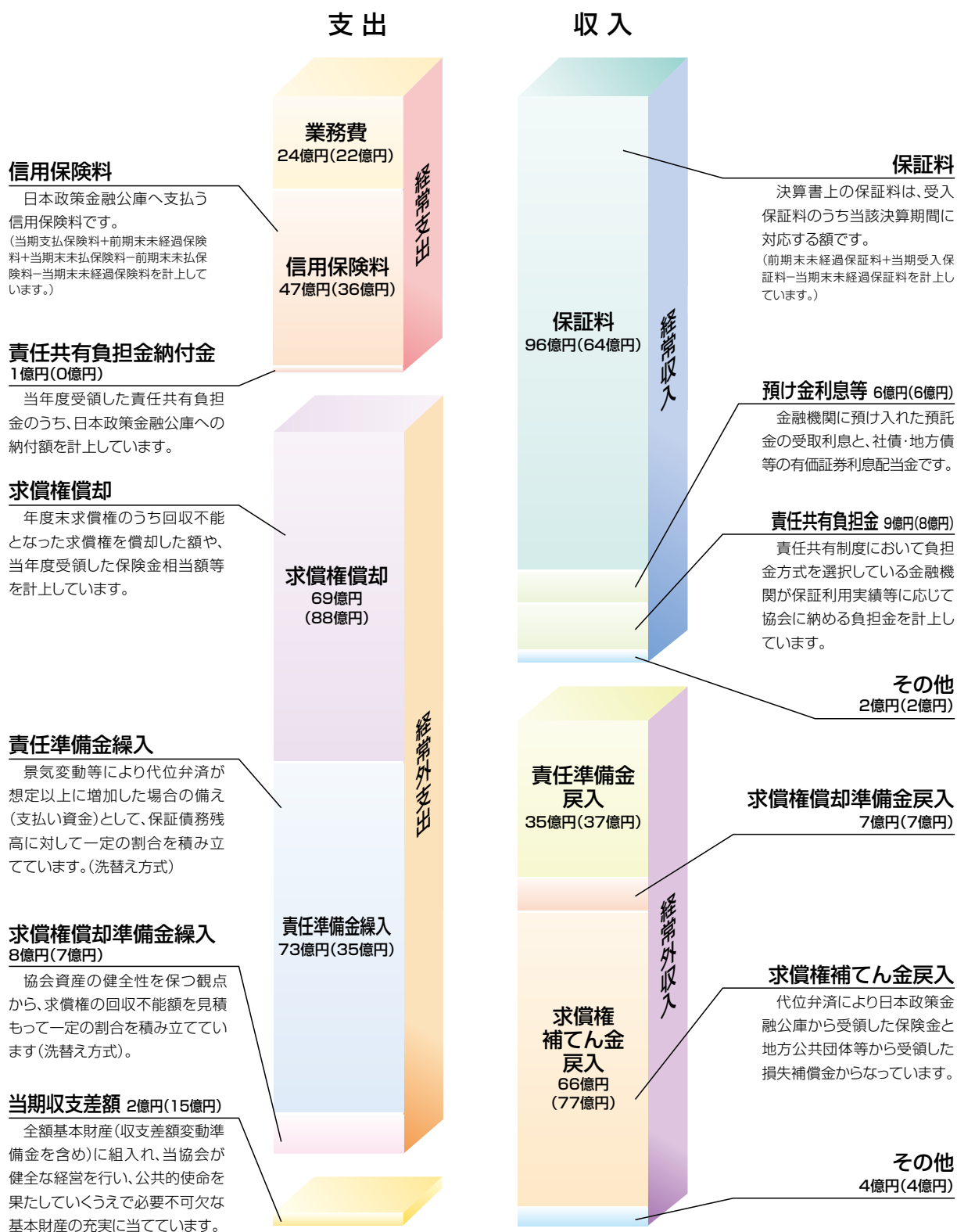
(単位：円)

経常外収支		
科目	金額	
償却求償権回収金	355,329,620	…①
責任準備金		
戻入	3,513,815,138	
繰入	▲7,294,515,634	
(当期純戻入額)	▲3,780,700,496	…②
求償権償却準備金		
戻入	707,242,105	
繰入	▲799,458,458	
(当期純戻入額)	▲92,216,353	…③
求償権償却		
求償権償却	▲6,853,046,135	
求償権補てん金戻入	6,577,663,045	
(当期自己償却額)	▲275,383,090	…④
その他	▲33,380,569	…⑤
経常外収支差額	▲3,826,350,888	…⑥

※ ⑥ (経常外収支差額) = ① + ② + ③ + ④ + ⑤

正味財産
の増加

収支計算書《図解》



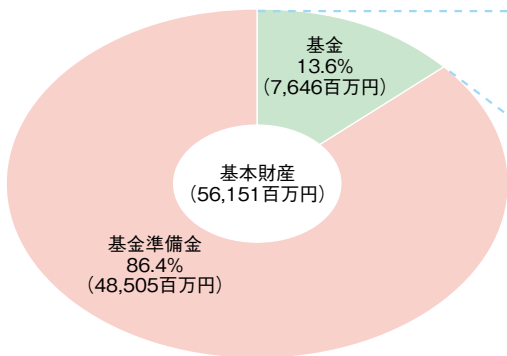
※ ()内は、前期の数字

※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

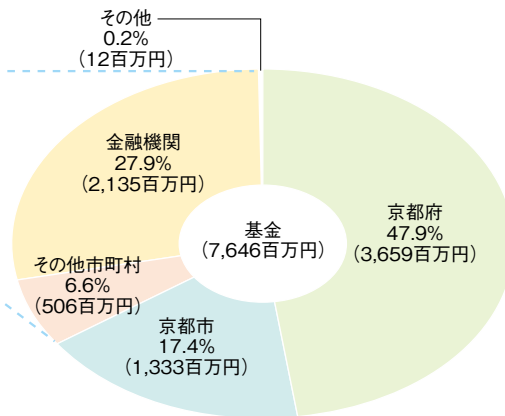
基本財産の状況

基本財産の現状

(令和3年3月末現在)

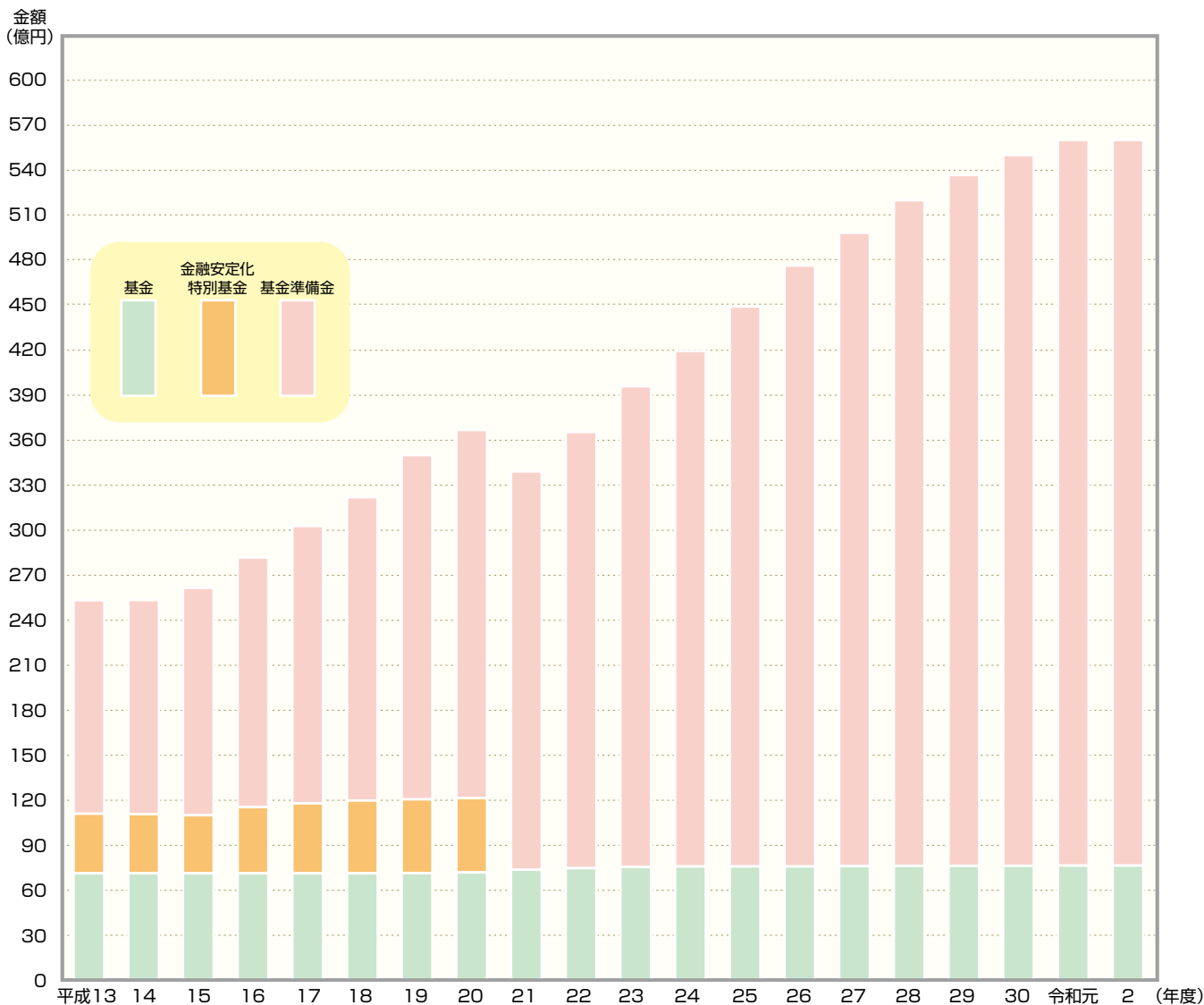


基金への出捐割合



- (注) 1 基金準備金は、協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額
 2 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。
 3 四捨五入のため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

基本財産の推移



信用補完制度

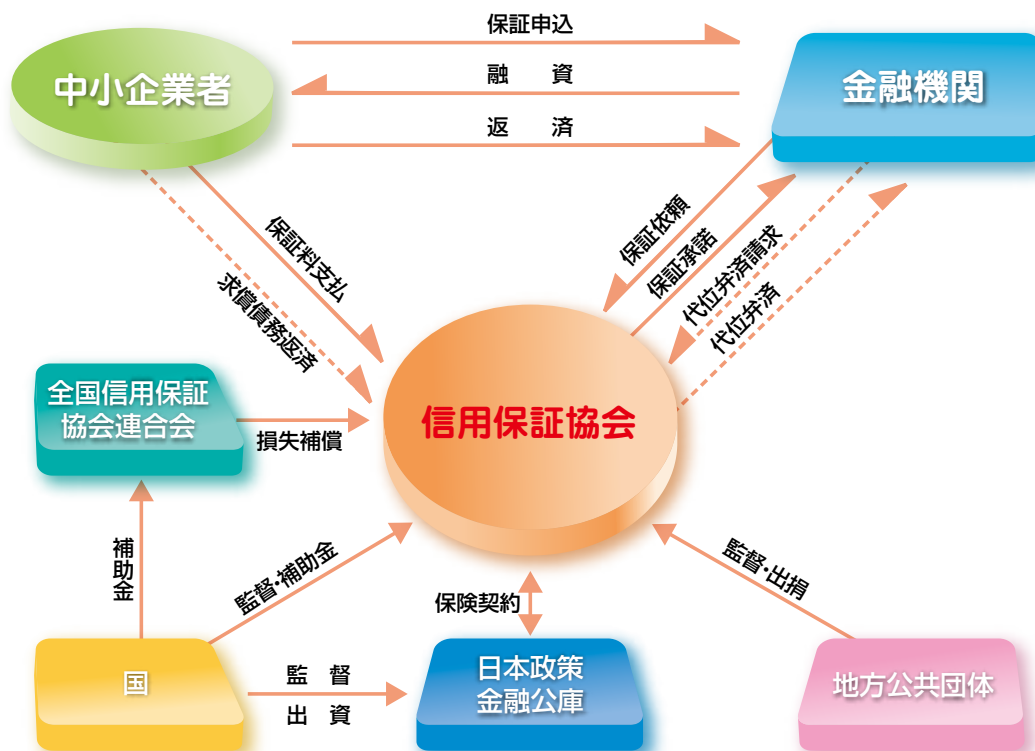
信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等をはじめとする支援を行っています。

現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国で合わせて51協会が設けられています。

信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成る信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成る信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の概要

保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店または事業所を有する法人

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが次の条件を満たしていれば対象となります。

- ※ 原則として下表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。
- ※ 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけない保証制度があります。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれます。

- ① 農業（園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、その他保証（保険）対象外の業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

保証限度額

個人・法人	2億8,000万円（うち、無担保保証8,000万円）
組 合	4億8,000万円（うち、無担保保証8,000万円）

上記の保証限度額（一般枠）とは別枠でご利用いただける保証制度もあります（セーフティネット保証、危機関連保証、中小企業特定社債保証など）。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合からの転貸資金を除く。）
- ③ 金融機関から直接借り入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

保証期間

運転資金 5年

設備資金 7年

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
 - 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。
- 注） 地方公共団体及び金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

連帯保証人

【個人および法人の場合】

個人は原則不要、法人は原則代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、次のようなケースは連帯保証人になっていただく場合があります。

- ① 実質的な経営権を有している方または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

【組合の場合】

原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）に関する対応 - 令和2年度の実績 -

1 保証承諾のうち保証人を不要とした実績は次のとおりで、全国ベースより高い割合となっています。

法人・個人を含む保証承諾

	京都	全国(参考)
信用保証を承諾した件数 …①	49,070	1,946,609
うち保証人を不要とした件数…②	19,865	612,802
保証人不要の割合(②÷①)	40.5%	31.5%

2 保証時・借換や条件変更時において、経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）を不要とする取扱い（3類型）をしています。

保証人を不要として信用保証を承諾した件数

類型	件数
信用保証を利用しない金融機関融資と協調するもの(BK連携型)	128
財務内容から見て保証人を不要とするもの(財務型)	1
物的担保が充足しているもの(担保型)	1

また、代表者交代時においては、既存の保証付き融資について、旧・新代表者の両方から経営者保証をとることはしない取組みを進めています。

代表者交代時における対応

類型	件数
旧代表者・新代表者とも保証不要	5
新代表者のみ保証	220
旧代表者のみ保証	402
旧代表者・新代表者とも保証必要	3

3 連帯保証人の保証債務を解消した実績は、次のとおりです。

保証債務を解消した件数

類型	件数
「経営者保証に関するガイドライン」によるもの	3
「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」によるもの	28

担 保

必要に応じて、物的担保（原則として①不動産、②有価証券、③流動資産（売掛債権・棚卸資産））を提供していただきます。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・ 市街化調整区域内の不動産
- ・ 農地、山林
- ・ 遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県及び福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。）
- ・ 換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖、傾斜地等）

責任共有制度

信用保証協会の保証付融資については、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』を導入しています。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関ごとの選択により、そのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式においても20%です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1 X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。

※2 Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

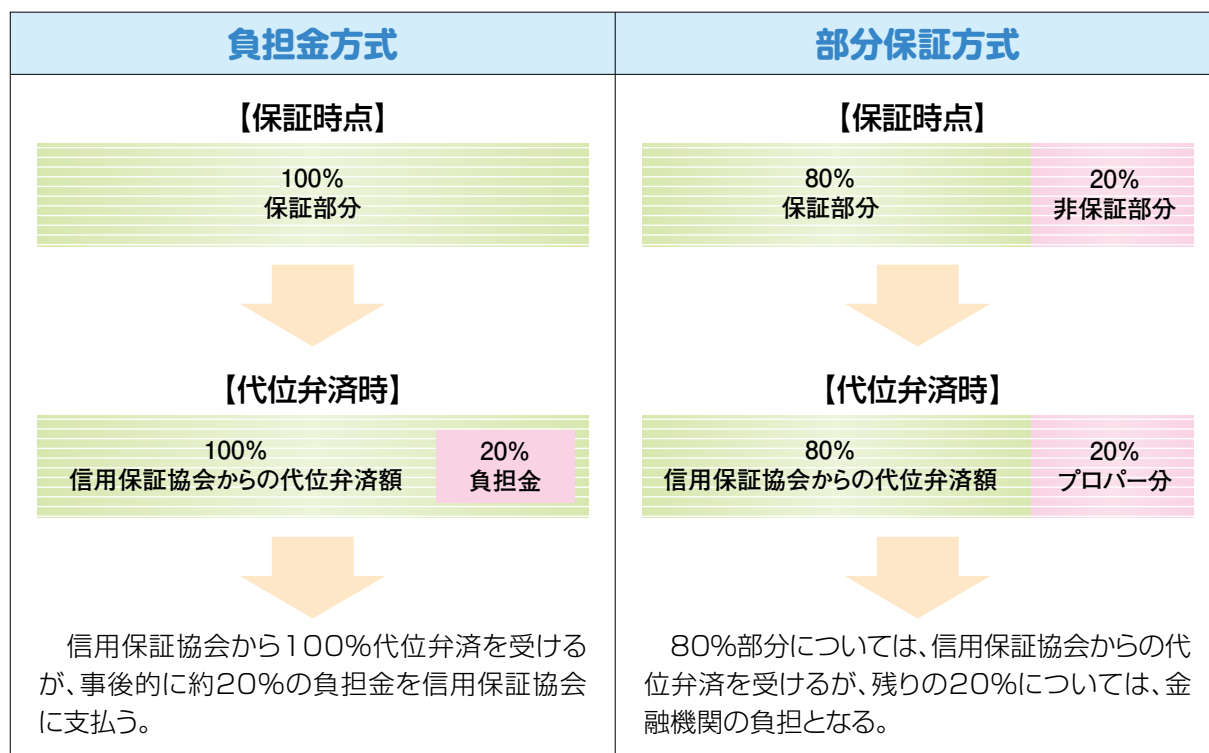
【部分保証方式】

貸付金額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証制度

責任共有制度の対象（80%保証）から除かれる主な保証（100%保証）は、次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証第1号～第4号・第6号
- ・ 創業関連保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く）
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
- ・ 危機関連保証

信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価としてお支払いいただく独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用（変更）保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

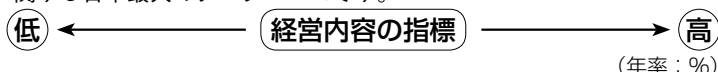
分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、信用保証料を割り引くための掛け目のことです。

信用保証料率

貸付金額に対する信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）で、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※ 「CRD」とは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。



区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

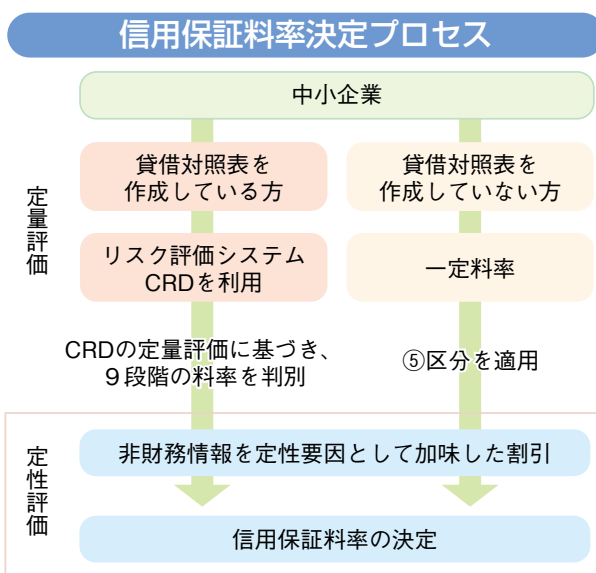
【定性要因による割引】

上記の基準料率から次の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 有担保割引…0.1%の割引

物的担保を提供いただく場合

※ セーフティネット保証など適用しない制度もあります。



(2) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府及び京都市の制度融資（「一般資金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（経営力強化保証制度及び危機関連保証制度を除く。）」に限る。）を利用する場合

(3) 会計参与設置会社割引…0.1%の割引*

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記があることを示す書類を提出した中小企業者

※ 一括支払契約保証、事業承継特別保証制度（特別料率を適用する場合）及び京都府・京都市協調融資「開業・経営承継支援資金（承継無保証人型・承継無保証人借換型）」を除く保証が対象です。

京都府・京都市の協調融資制度の信用保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い（ 部分）、中小企業者の負担軽減を図っています。

（年率：％）

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
一般資金（無担保）		1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
小規模企業 おうえん資金	経営力向上関連保証	0.70 （海外投資関係保険（有担保・無担保）、新事業開拓保険（有担保）を利用する場合を除く）									
	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	
	ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
あんしん 借換資金	売上減少等（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
	緊急枠 保証制度 経営力強化	責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
		責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
	危機関連枠	0.80									
中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
	経営改善 サポート保証枠	責任共有	0.75								
		責任共有外	0.90								
	感染症対応型	0.20									
中小企業 再生支援資金	長期資金 一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45	
	短期フォローアップ資金 一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	長期資金 短期フォローアップ資金 セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
	一般枠（無担保）	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35	
災害対策 緊急資金	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
	激基枠	0.80									
新型コロナウイルス 対応緊急資金	一般枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット保証5号	0.75									
伴走支援型経営改善おうえん資金	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証	0.20									
	開業型	0.50（創業関連）									
開業・経営承継 支援資金	事業転換・多角化型（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
	経営承継一般型 （無担保）	経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		特定経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		経営承継準備関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		特定経営承継準備関連保証	0.95								
	経営承継支援型（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
	経営承継借換型（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
	承継無保証人型	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00	
承継無保証人借換型	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00		

（※1） 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には0.60%（責任共有）、0.80%（責任共有外）、（経営者保証免除対応の場合は0.80%（責任共有）、1.00%（責任共有外））の料率を基に所定の条件変更保証料を負担いただく必要があります。

（※2） 国の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率。ただし、当初保証料率のみが補助対象であり、保証期間延長等の条件変更時には0.65%（経営者保証免除対応の場合は0.85%）の料率を基に所定の条件変更保証料を負担いただく必要があります。

（※3） 京都府・京都市の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率を記載。
（保証料補助は当初保証料のみが対象であり、条件変更に伴い生じる追加保証料（上表の各区分料率+0.10%で算出）は補助対象外）

主な保証制度

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	信用保証料率	
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)	
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に…	個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
事業者カードローン当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、 簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
中小企業特定社債保証 社債発行により資金調達手段の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上7年以内	年0.45%～年1.90%	
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は1年以内)	年0.68%	
事業承継サポート保証 円滑な事業承継のために…	2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	15年以内	年0.95%	
京都短期継続保証（京たん） 資金繰り安定・新たな事業拡張をご検討中の方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年	年0.45%～年1.90%	
提携保証	スーパータイムリー（対象者：法人） 京カサポート（対象者：個人） 迅速な保証をご検討中の方に…	8,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内)	10年	年0.35%～年1.25%
	ネクスト プロパー貸付と同時に資金調達を…	1億6,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内) 但し、他提携保証の残高含	10年	年0.35%～年1.25%

※ 信用保証料率は、貸付金額に対する率です。

主な京都府・京都市協調融資制度（令和3年度）

(信用保証料率については、45ページを参照ください。)

制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率	
		有担保	無担保	金利優遇 制度	
一般資金 (中小企業・組合)	運転・設備 10年以内	2億円	8,000万円	(取扱金融 機関が 定める 固定金利)	0.2% 引下げ
経営力向上関連 保証		【経営力向上関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 (認定経営力向上計画に係る事業のうち 新事業活動の実施に必要な資金に限る)			
小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)	運転・設備 10年以内	ベース枠2,000万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み2,000万円)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2%	
		ステップアップ枠 2,000万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)		年1.7%	年1.5%
あんしん 借換 資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%	
	経営力強化保証制度 (認定経営革新等支援機関等の 支援を受ける中小企業者・組合)	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%	
	セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.2%	
			無担保無保証人2,000万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資残高を 含み2,000万円)	借換の場合 年1.8%	
危機関連枠	運転・設備 10年以内	【危機関連保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.1% 借換の場合 年1.7%		

制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率		
				金利優遇 制度		
中小企業下支え資金 <small>(認定経営革新等支援機関の支援を得て、 企業サポート委員会の検討に基づき経営 改善計画を作成または決定した中小企業 者・組合)</small>	運転・設備 10年以内 <small>(ただし、特に必要と 認められた場合は 15年以内)</small>	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保証 または事業再生計画実 施関連保証の要件を満 たす方は、別枠利用可	金融機関の 所定利率		
		【事業再生計画実施関連（感染症対応型）】 有担保2億円 無担保8,000万円				
感染症対応型						
伴走支援型経営改善おうえん 資金	運転・設備 10年以内	【セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証】 4,000万円		年1.1%		
中小企業再生支援資金 <small>(再生に強い意志を持ち、取扱金融機関 又は京都府中小企業再生支援協議会の 支援を得て再生計画を作成した中小企業 者・組合等)</small>	<small><長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要と認めら れた場合は20年以内)</small>	2億円	セーフティネット保証 認定を受けた方は別枠 利用可	金融機関の 所定利率		
	<small><短期フォローアップ資金> 1年以内</small>	無担保 8,000万円				
災害対策緊急資金 <small>(自然災害等により被害を受けた中小企 業者・組合)</small>	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保証及び 激甚災害保証を利用する 場合は別枠利用可	年0.9%		
新型コロナウイルス 対応緊急資金	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保証 5号の認定を受けた方 は別枠利用可	年1.2%		
開業・経営承継 支援資金 <small>(創業者・事業転換・ 多角化企業・経営承継者)</small>	運転・設備 10年以内 <small>(ただし、経営承継 借換型については 特に必要と認め られた場合は 20年以内)</small>	開業型	【創業関連特別保証】 3,500万円 取扱金融機関独自融資との協調要件(A) の場合は、独自融資での借入額の範囲内	年1.2% <small>(開業型・経営承継支 援型ともに、Aは取扱 金融機関が定める固定 金利)</small>		
		多角化 転換・ 事業 型	2,000万円 <small>(ただし、保証協会の保証利用可能額 (一般枠)の範囲内)</small>			
		経営承継 一般型	経営承継 保証			有担保 2億円 無担保 8,000万円 <small>(他の保証と別枠)</small>
			特定 経営承継 保証			有担保 2億円 無担保 8,000万円
			経営承継 準備 保証			有担保 2億円 無担保 8,000万円 <small>(他の保証と別枠)</small>
			特定 経営承継 準備 保証			有担保 2億円 無担保 8,000万円
		支 営承継 型	有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関独自融資との協調要件(A) の場合は、独自融資での借入額の範囲内			
		借換 型	2億8,000万円			金融機関の 所定金利
無 保証 人 承継 型	【事業承継特別保証】 2億8,000万円	年1.2%				
承継 借換 型	【経営承継借換関連】 2億8,000万円	年1.2%				

コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、引き続きコンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めます。

コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

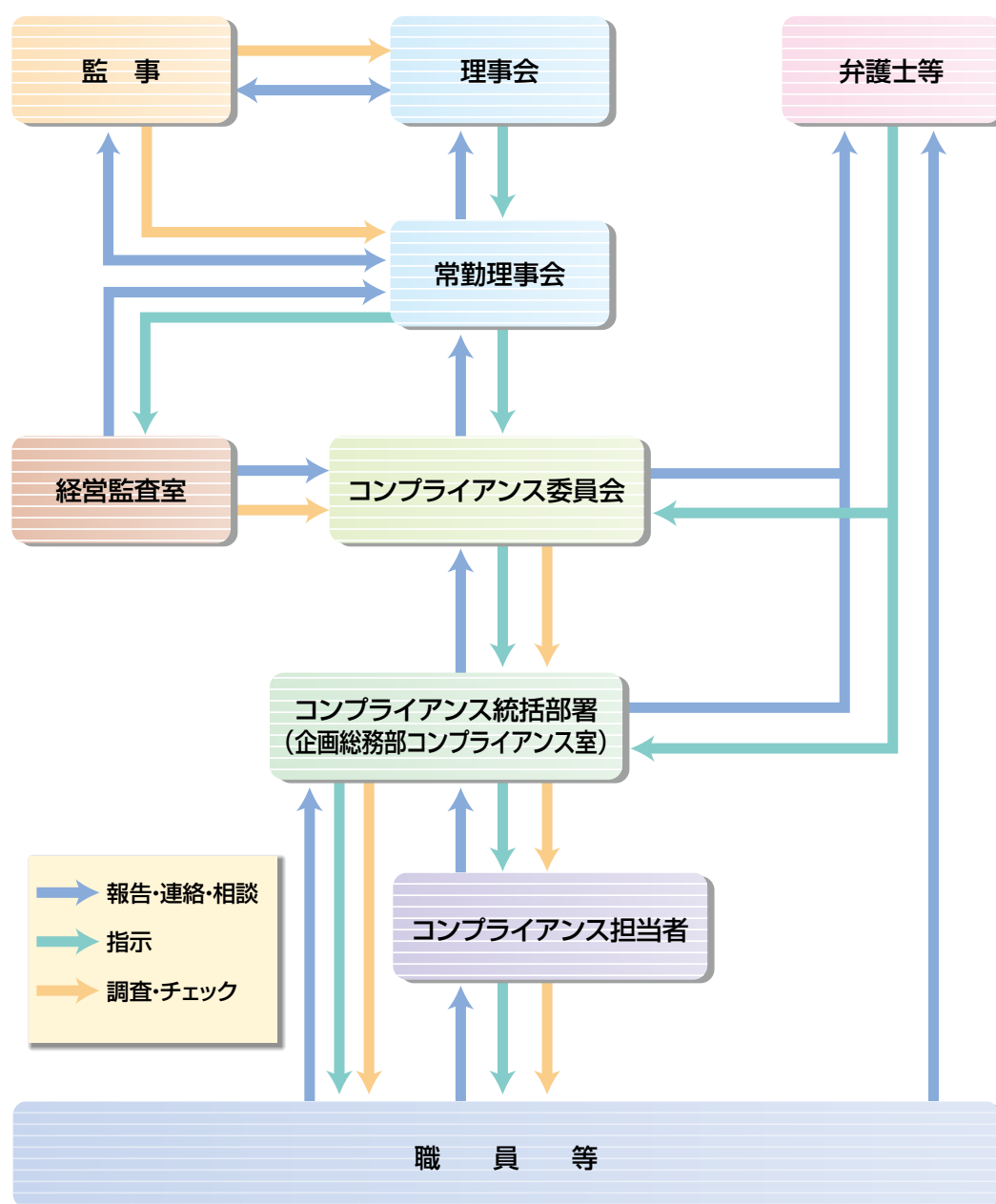
コンプライアンスの取組み

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連の規程やマニュアルを周知し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

令和2年度においても、外部講師による全体研修のほか、各職場における定例の勉強会の実施などの取組みを行いました。

これからもコンプライアンス態勢の徹底強化を図っていきます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等」に関するご案内の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示及び利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等」に関するご案内の8. (3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

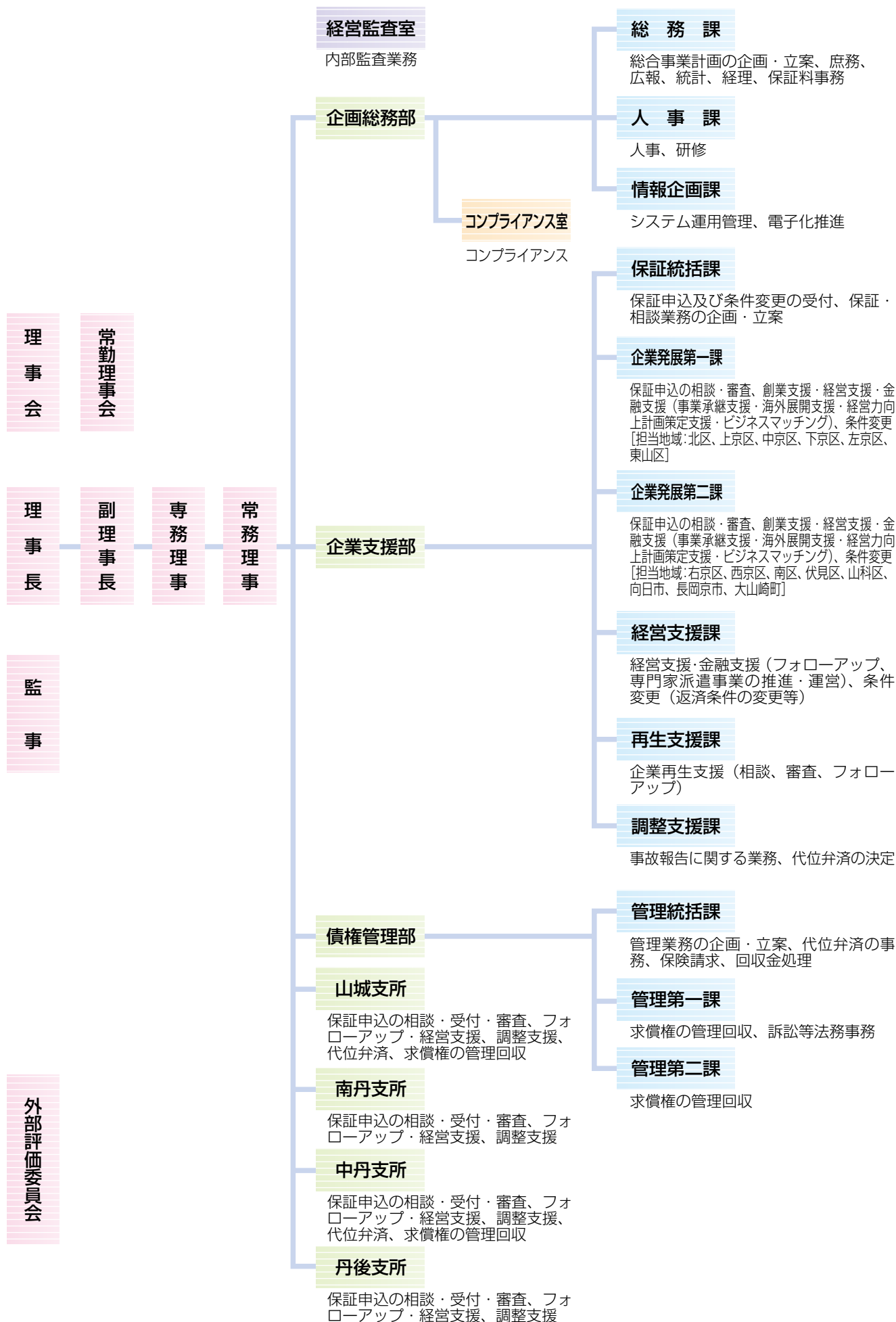
住 所	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階		
	《手続に関する質問窓口》	《相談・苦情窓口》	
部 署 名	京都信用保証協会企画総務部	企業支援部	債権管理部
電 話 番 号	075(354)1021	075(354)1011	075(354)1031
ホームページ	https://kyosinpo.or.jp/		

役員構成

(令和3年6月22日現在)

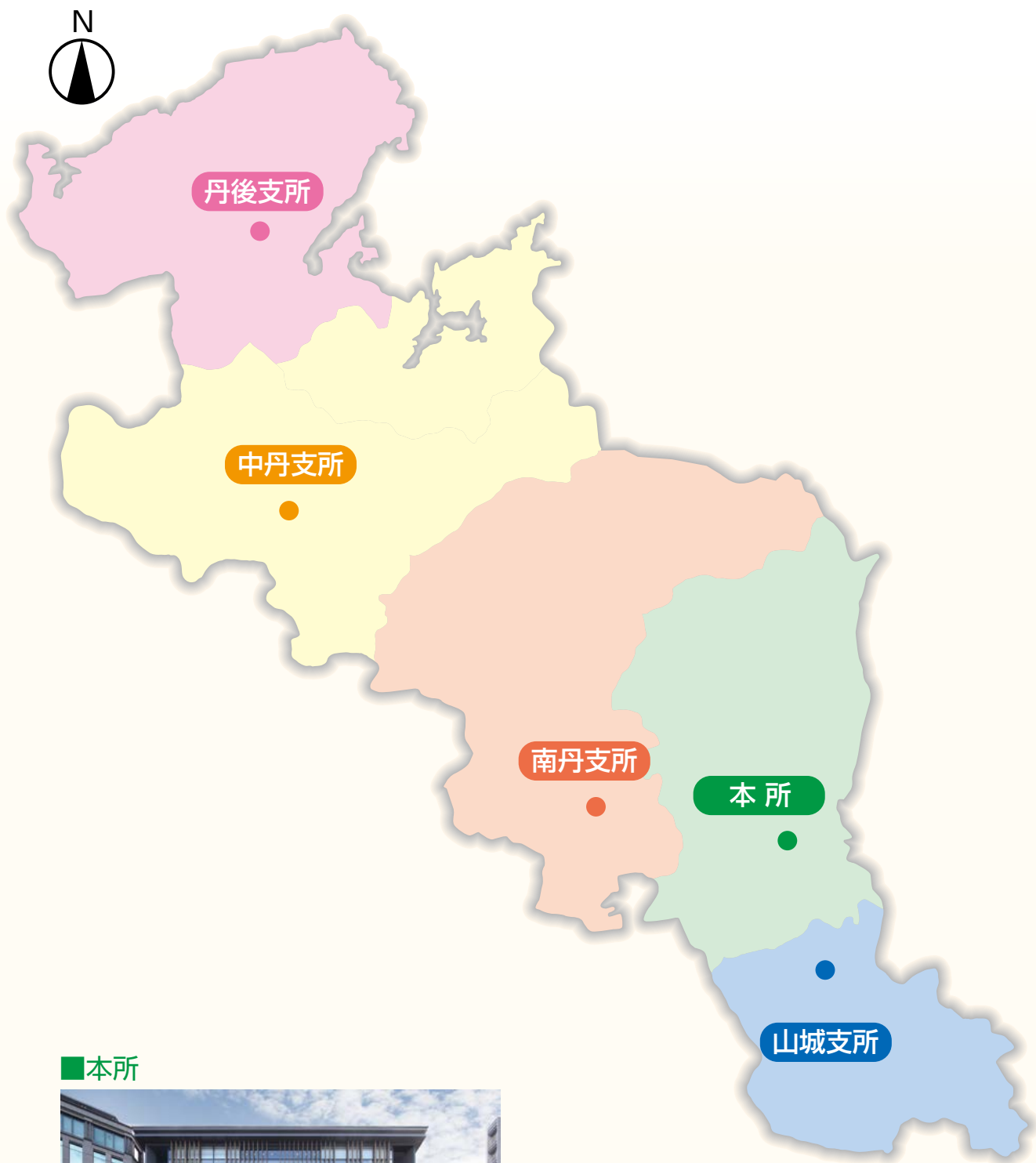
理事長	山内修一	
副理事長	足立裕一	
専務理事	上原裕史	
常務理事	木村賢二	
理事(非常勤)	鈴木一弥	京都府企画理事兼商工労働観光部長
理事(非常勤)	中村正孝	京都府議会農商工労働常任委員長
理事(非常勤)	北村信幸	京都市産業観光局長
理事(非常勤)	棕田隆知	京都市会産業交通水道委員長
理事(非常勤)	奥田敏晴	京都府市長会副会長
理事(非常勤)	汐見明男	京都府町村会長
理事(非常勤)	土井伸宏	京都銀行協会会長
理事(非常勤)	榊田隆之	京都信用金庫理事長
理事(非常勤)	白波瀬誠	京都中央信用金庫理事長
理事(非常勤)	吉田英都	京都北都信用金庫理事長
理事(非常勤)	安達康宏	商工組合中央金庫京都支店長
理事(非常勤)	阪口雄次	京都府中小企業団体中央会会長
理事(非常勤)	沖田康彦	京都府商工会連合会会長
理事(非常勤)	津田純一	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事(非常勤)	中野淑夫	公認会計士
監事(非常勤)	田中彰寿	弁護士
監事	窪田雅之	

組織機構図

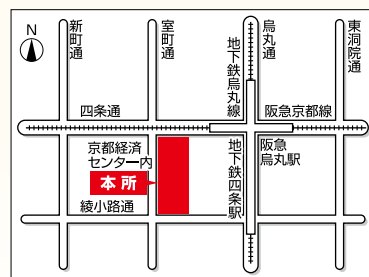


本所・支所のご案内

本所・支所のご案内



■本所



〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階
TEL 075-354-1011 FAX 075-354-1061

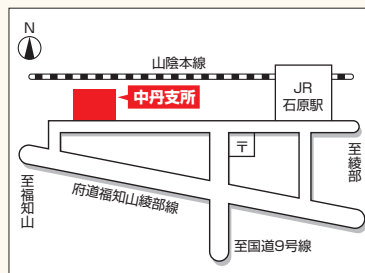
■業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■丹後支所 業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



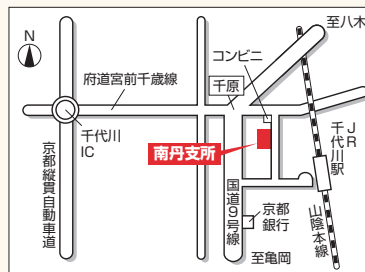
〒629-2503
京丹後市大宮町周^す積2226番地3
TEL 0772-68-0601
FAX 0772-68-0613

■中丹支所 業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



〒620-0804
福知山市石原^い2丁目24番地
TEL 0773-27-6156
FAX 0773-27-6158

■南丹支所 業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



〒621-0052
亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041
FAX 0771-22-6737

■山城支所 業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



〒611-0033
宇治市大久保町上ノ山37番地の3
TEL 0774-43-8822
FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。

 **京都信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO
<https://kyosinpo.or.jp/>

